

第2次南アルプス市教育振興プラン(案)

令和4年4月
南アルプス市教育委員会

目次

第1章 第2次計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2

第2章 教育を取り巻く社会の状況

1 社会情勢の変化	3
(1) 人口減少と少子高齢化	3
(2) グローバル化の進展と持続可能な開発目標（SDGs）	3
(3) 超スマート社会の到来	3
(4) 家庭環境や地域社会の変化	4
(5) 安全・安心に対する意識の高まり	4
(6) 多様な学びの必要性の高まり	4
2 学校教育の現状と課題	6
(1) 児童・生徒数の推移	6
(2) 学級数の推移	7
(3) 不登校児童・生徒数の推移	7
(4) いじめの認知件数の推移	8
(5) 市立中学校卒業後の進路の状況	9
(6) 学力・体力の状況	9
(7) 学校の教育環境	10
(8) 課題	11
3 歴史・伝統文化教育の現状と課題	12
(1) 現状	12
(2) 課題	13
4 生涯学習教育の現状と課題	14
(1) 現状	14
(2) 課題	16

第3章 南アルプス市の目指す教育

1 南アルプス市の教育が目指す姿	18
2 目標とその考え方	19
3 施策の体系	20

第4章 施策の展開

目標1	生きる力を育む学校教育の充実	22
施策1	主体的に学習に取り組む教育の充実	23
施策2	豊かな心を育成する教育の充実	28
施策3	健やかな体の育成	31
施策4	すべての子どもたちへの支援	35
施策5	小中一貫教育の推進	41
施策6	学校施設の計画的な整備	44
施策7	I C Tの活用と充実	47
目標2	郷土の歴史的・文化的資源の活用と伝統文化の振興	51
施策1	歴史的・文化的資源の保全と活用	52
施策2	歴史的・文化的資源の情報発信	56
施策3	ふるさと教育の推進	59
目標3	生涯にわたる学習の充実	62
施策1	生涯学習拠点の整備	63
施策2	生涯学習活動の推進	70
施策3	生涯スポーツの環境整備	74
施策4	健全な青少年の育成	80

第5章 計画の推進体制・点検及び評価

1	計画の推進体制	84
(1)	関係機関等との協働体制	84
(2)	計画の周知と情報収集	84
2	進捗状況の点検及び評価	84
3	計画の見直し	84

資料編		85
1	策定委員名簿	86
2	策定作業部会構成員名簿	87
3	策定委員会条例	88
4	策定経過	90
5	パブリックコメントの実施概要	92
6	成果指標一覧	98

第1章 第2次計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成18年(2006年)の教育基本法の改正により、国においては5年ごとに教育振興基本計画(以下、国計画)を策定し、平成30年(2018年)6月に第3期の国計画が策定されました。山梨県においても平成21年(2009年)に「やまなしの教育振興プラン」、平成26年(2014年)に「新やまなしの教育振興プラン」をそれぞれ策定し、令和元年(2019年)6月には、「山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)」を策定し、本県の実情を踏まえた教育施策を、総合的かつ計画的に推進してきました。

本市においては、平成29年度(2017年)から令和3年度までの5年間を計画期間とする「南アルプス市の教育振興プラン」を策定し、これまで様々な教育施策を展開してきましたが、令和4年3月に計画期間が終了を迎えます。

この間、平成31年(2019年)には、「南アルプス市の未来を創る人づくり」の実現に向け、「生きる力を育む学校教育の充実」、「郷土の歴史的・文化的資源の活用と伝統文化の振興」、「生涯にわたる学習環境の整備充実」の3つを目標とする「第2次南アルプス市教育大綱」を策定しました。

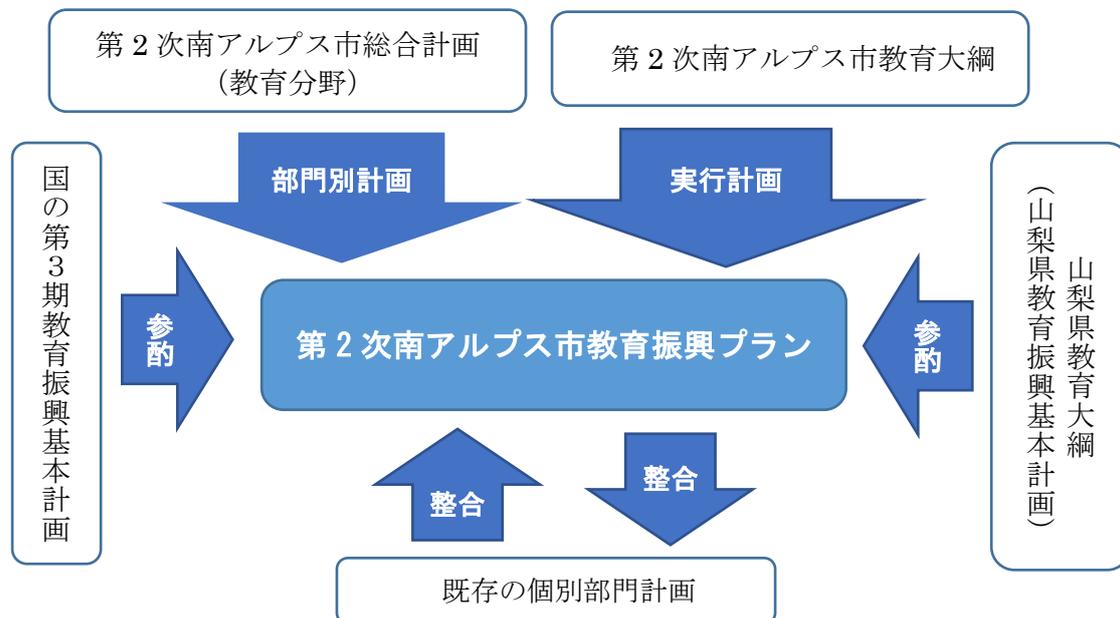
南アルプス市教育委員会では、平成29年度(2017年)からこれまでの取り組みを検証するとともに、上記大綱の目指すべき方向を踏まえ、ここに計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて、国の第3期教育振興基本計画及び「山梨県教育大綱(山梨県教育振興基本計画)」を参酌し、本市の実情に応じて教育振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものであり、名称を「第2次南アルプス市教育振興プラン」とします。

本市のまちづくりの基本的な方向を示す総合的な指針である「第2次南アルプス市総合計画」の教育に関する部門別計画として、また「第2次南アルプス市教育大綱」の実行計画に位置付けます。

～計画の位置付けのイメージ～



○教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度(2022年)を初年度とし、令和8年度(2026年)を目標年度とする5年間とします。

第2章 教育を取り巻く社会の状況

1 社会情勢の変化

(1) 人口減少と少子高齢化

本市の総人口は、平成22年(2010年)の72,635人をピークに、年々減少しています。「南アルプス市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和2年(2020年)3月改訂)」では、本市の人口は今後も減少が続くとされており、現状のまま推移した場合、令和37年(2055年)には、46,554人まで減少すると推計しています。

(2) グローバル化の進展と持続可能な開発目標(SDGs)

グローバル化の進展により、日本経済は世界規模の競争の激化、生産拠点の海外へのシフトや国内事業所の再編・統合といった様々な変化に直面しています。また、経済以外でも各国の相互依存関係が深まる中で、貧困や感染症、環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題も増大しています。こうした中、日本には地球規模の課題の解決に向けて、積極的に取り組むことが世界から求められています。

また、2015年9月の国連サミットでは「持続可能な開発目標(SDGs)」が採択されました。2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すため17の目標を設定しております。地球上のだれ一人とり残さないことを目的としており、すべての国々が人類の将来を見据えて積極的に取り組む必要があります。

(3) 超スマート社会※の到来

21世紀の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。近年、顕著となってきているのは、知識・情報・技術をめぐる変化が加速し、情報化やグローバル化といった社会変化が、人間の予測を超えて進展するようになっていることです。

超スマート社会においては、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用できる人材の育成が求められています。

※超スマート社会とは、技術革新により開発が進んだAIが様々な判断を行うなど、必要なモノやサービスがインターネット経由で必要な時に必要なだけ提供される社会のことです。

(4) 家庭環境や地域社会の変化

全ての教育の出発点は家庭教育と言われます。基本的な生活習慣や社会的マナー、倫理観、自制心や自立心等、人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われます。しかし、家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、子どもたちの実体験の不足や規範意識の低下、基本的な生活習慣が十分に身に付いていないなどの問題が見えてきています。

核家族化や少子化の進行により、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会が減少しています。また、ライフスタイルの多様化等により、地域とのつながりが希薄化し、子育て家庭の社会的孤立が懸念されています。

(5) 安全・安心に対する意識の高まり

近年、気候変動の影響と考えられる大型の台風や豪雨などの自然災害が多く発生しており、世界の平均気温の上昇が今後も様々な災害を引き起こすことが考えられます。また、南海トラフ地震等による被害も引き続き懸念されています。教育施設においては、子どもたちや地域住民、利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、機能・性能を向上させるとともに、防災に対する備えを充実していく必要があります。

自然災害ばかりではなく、子どもや女性、高齢者等、社会的に弱い立場にある人が被害者となる事件・事故が後を絶ちません。子どもたちが通学途中に交通事故に遭う事件も発生しています。通学路の安全対策をはじめ、誰にとっても安心して過ごせる社会づくりが求められています。

心身ともに成長過程にある子どもたちの人間関係は、些細なことでバランスを崩しやすく、いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校が依然として発生しています。子どもたちが望ましい人間関係の中で安定した学校生活を送ることができるように、学校・家庭・地域の連携はもとより、教員が子どもたちと向き合うことができるように、教育環境の改善が求められています。

(6) 多様な学びの必要性の高まり

家庭の経済状況が進学率や学力、体験の豊かさなどに影響を及ぼしていると言われており、子どもの貧困が大きな社会問題となっています。個々の家庭の経済状況にかかわらず、子どもたちに必要な力を育んでいくために有効な取り組みを展開していくことが学校教育に期待されています。

特別支援教育の対象となる子どもは増加傾向にあります。全ての学校や学級に発達障害を含めた特別な支援が必要な子どもたちが在籍していることを前提に、子どもたちの状況に応じた指導や支援により、個々の力を伸ばしていくことが求められています。

外国籍の子どもや、両親のいずれかが外国籍であるなど、外国につながるある子どもたちは増加傾向にあり、その母語や日本語の能力についても多様化しています。こうした子どもたち一人ひとりに対して、日本語の能力に応じた指導、学習や生活の基礎を培うための支援が必要になっています。

LGBTQ※への支援が必要となっています。年齢・性別・文化に関係なく、お互いに尊重して暮らす多様性社会の構築が求められています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



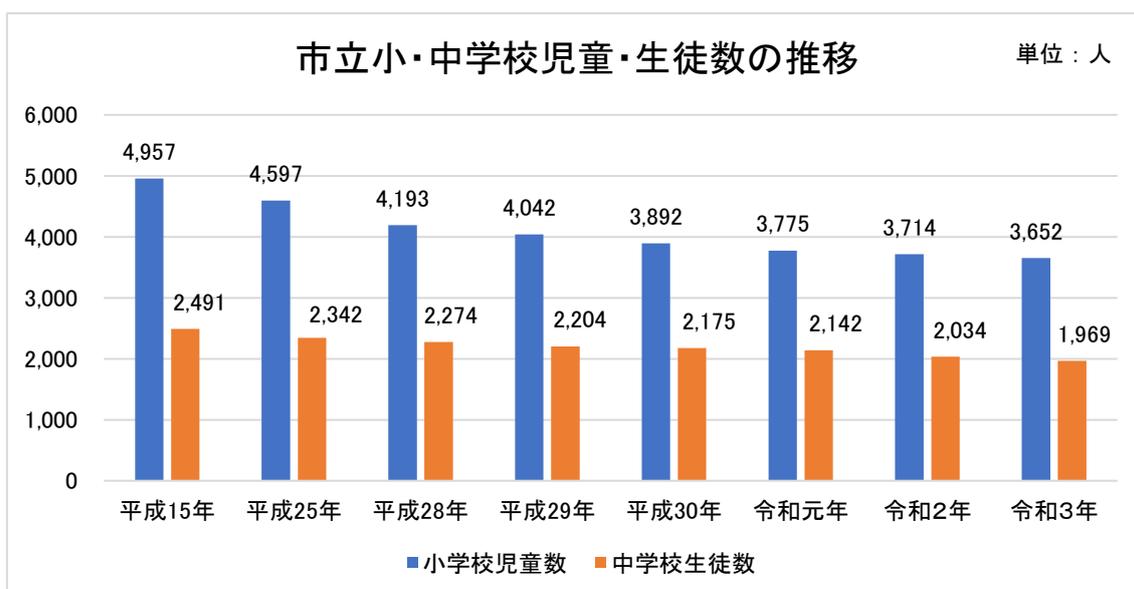
2015年の国連で採択された、2030年までに達成をめざす17の持続可能な開発目標（SDGs）のロゴマーク。紛争や戦争、温暖化、貧富の格差など地球規模の課題にみんなが危機感を共有し、「だれ一人とり残さない」を合言葉に、地球上に住む全ての人が一丸となって取り組むことを決めました。

※LGBTQとは、レズビアン（女性同性愛者）・ゲイ（男性同性愛者）・バイセクシュアル（両性愛者）・トランスジェンダー（生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人）・クエスチョニング（自分自身の性を決められない、分らない、または決めない人）の頭文字をとって組み合わせた言葉で、性的少数者を表す言葉です。

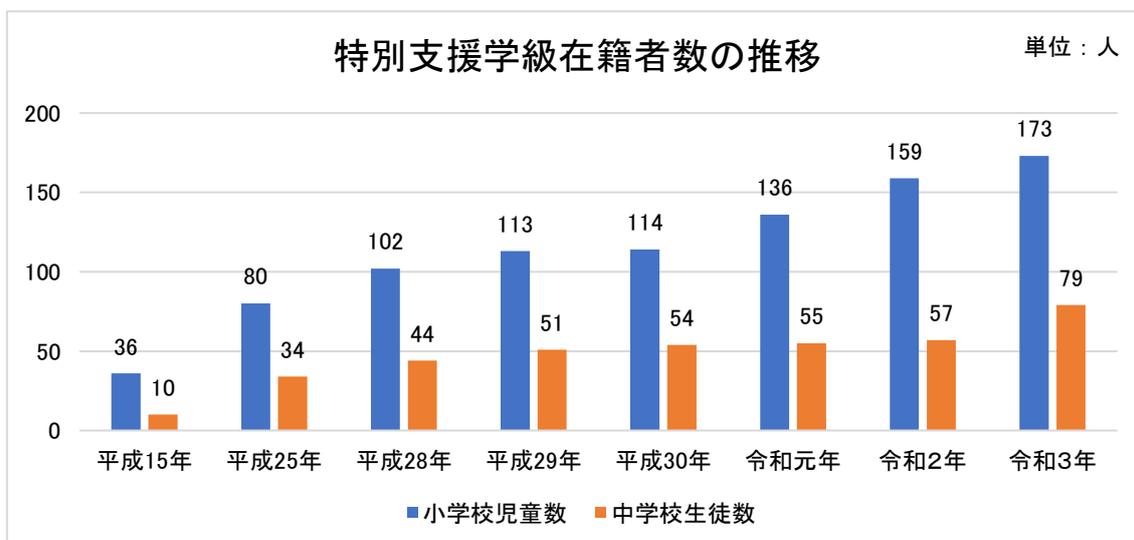
2 学校教育の現状と課題

(1) 児童・生徒数の推移

本市には市立小学校が 15 校、中学校が 7 校あり、令和 3 年 5 月 1 日現在、小学校には 3,652 人、中学校には 1,969 人、併せて 5,621 人の児童・生徒が在籍しています。人口の減少、少子高齢化に伴い、さらに減少していくと考えられます。



このうち、特別支援学級の在籍者数は、令和 3 年度で小学校 173 人、中学校 79 人と児童・生徒数の減少の一方で、特別な支援が必要な子どもたちは今後、増えていくことが見込まれます。



(2) 学級数の推移

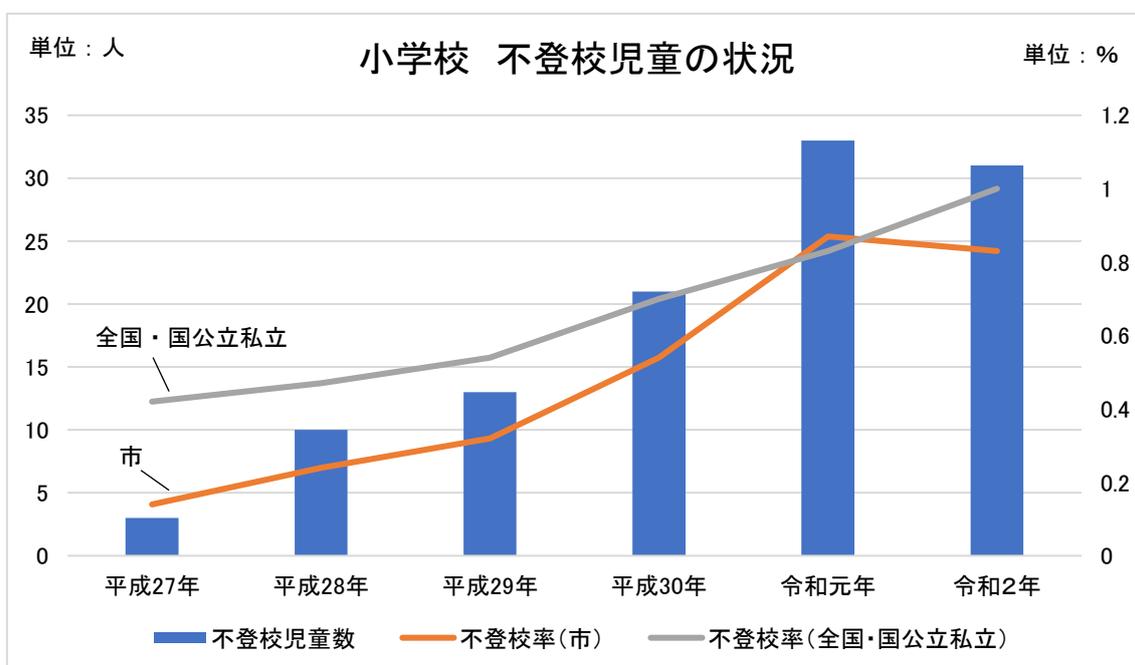
国の学級編制基準では、小学校第1・2学年では35人以下で、小学校第3学年から中学校第3学年までは40人以下で1学級を編制することとなっています。

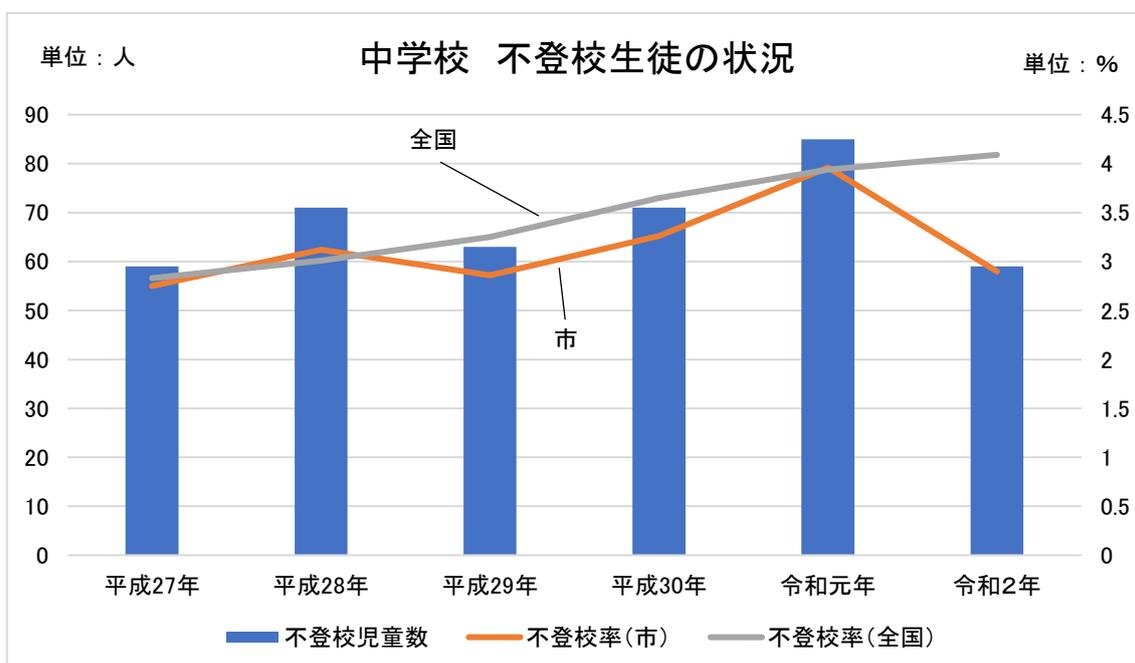
山梨県では、これまでの「はぐくみプラン」を見直し、令和3年度から小学校第1学年では25人以下で1学級を編制する基準となっています。本市でも県の定める基準に従って学級編制を行っており、きめ細やかな学習支援を行っています。複式学級となる学校については、市単独で教員を雇用し、少人数教育に取り組んでいます。

単位：学級数

区分		H28年	29年	30年	R1年	2年	3年
小学校	単式学級数	159	157	151	146	144	142
	複式学級数	2	2	2	2	2	2
中学校	単式学級数	75	74	71	69	64	65

(3) 不登校児童・生徒数の推移





※不登校率：在籍児童・生徒に対する不登校児童・生徒の割合

資料：児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

全国的に不登校者数は増加傾向にあり、本市においても同様の傾向がみられます。令和2年度については、若干減少していますが、平成27年度以降は増加傾向にあります。

不登校の要因は様々であり、一人ひとりに寄り添った指導が必要です。学校内だけでなく、外部との連携も取りながら、丁寧に進めていくことが必要です。

(4) いじめの認知件数の推移

単位：件数

区分	H27年	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
小学校	63	73	162	431	511	539
中学校	74	56	80	66	87	55
合計	137	129	242	497	598	594

資料：児童・生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

小学校において、いじめの認知件数が増加傾向にあります。これは毎学期実施されているアンケートにおいて、軽微と捉えられていたものに対して、「積極的認知」を心掛けた丁寧な調査に移行したことが増加の要因と考えられ、注視していかなければならない数値です。それぞれの事案については、その後の報告により、ほとんどは解決されています。

いじめ・不登校については、未然防止、早期発見、早期対応の視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの実態や学級の状態を客観的に把握できる心理アンケートを行い、楽しい学校生活を送れるような学級づくりのために活かしています。児童・生徒が安心して学ぶことができる教育環境づくりに継続して取り組んでいくことが必要です。

(5) 市立中学校卒業後の進路の状況

本市の中学校を卒業した生徒の進路については、高等学校等への進学者が約99%と高い状況にあります。進学先も多岐にわたり、個に合わせた進路指導が行われています。一方、中学校卒業時に未定者も毎年数名いることから、卒業後の関わりが課題となっています。

単位：%

年度	H27		H28		H29		H30		R1		R2		
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	
卒業者数	741		800		753		717		738		723		
進学	高等学校(全日制)	673	90.8	721	90.1	701	93.1	652	90.9	687	93.1	669	92.5
	高等学校(定時制)	25	3.4	27	3.4	19	2.5	20	2.8	13	1.8	16	2.2
	高等学校(通信制)	19	2.6	30	3.7	19	2.5	27	3.7	26	3.5	25	3.5
	特別支援学校等	5	0.7	7	0.9	7	0.9	6	0.8	3	0.4	5	0.7
就職	7	0.9	7	0.9	5	0.7	6	0.8	4	0.5	1	0.1	
その他(家事手伝い・未定等)	12	1.6	8	1.0	2	0.3	6	0.8	5	0.7	7	1.0	

(6) 学力・体力の状況

平成19年度から、小学校6年生と中学校3年生の児童・生徒を対象にした全国学力・学習状況調査が実施されています。令和元年度、本市の2教科(国語、算数または数学)については、基礎的な内容を問う問題と知識の活用を問う問題のいずれも、山梨県の平均正答率とほぼ同程度という結果でした。(文部科学省は、±5ポイントの範囲内であれば、差はない同程度と判断できるとしています)

生活状況等に関する質問調査においては、小学校・中学校ともに、「毎日同じ位の時刻に寝起きしている」、「朝食を毎日食べている」という質問に対して高い数値の結果が出ている一方、「家庭学習などの時間が少ない」、「テレビ、ゲーム、インターネットの時間が長い」という傾向がうかがえます。スマートフォンの普及が要因としてあげられます。

また、小学校5年生と中学校2年生において毎年行われている全国体力・運動

能力調査では、山梨県の平均値と比較すると、小学校5年生においては男女とも下回っている種目が多い一方、中学校2年生においては男女とも上回っている種目が多い結果となっています。

山梨県の分析（令和元年度 山梨県新体力テスト・健康実態調査結果）によると、TV、スマートフォンの使用時間については、「使用時間1時間未満」の児童・生徒の体力合計点は、「3時間以上使用」の児童・生徒の体力合計を、すべての学年で上回っており、学年が上がるにしたがって、その差が開く傾向があると記されています。健康的な生活習慣を定着させていく上で、規則正しい生活習慣について、さらに注視していく必要があります。

（7）学校の教育環境

市立小・中学校施設の構造体（柱・梁・壁・床等の構造を支える骨組）の耐震化及び天井や外壁等の建築非構造部材の耐震補強を完了し、令和2年度末現在の耐震化率は100%となっています。

また、近年の夏季の高温化に対応するため、市立小・中学校の普通教室及び特別教室に空調設備の整備を進めてきました。

今後は「南アルプス市教育施設長寿命化計画」※を踏まえ、従来の「事後保全」型（不具合が生じた後に修繕等をする）の施設整備から、「予防保全」型（損傷が軽微なうちに予防的な修繕等をする）の施設整備へ転換を図ります。

令和2年度からのGIGAスクール構想※により、児童・生徒に一人一台の端末が貸し出されています。授業や家庭学習等で活用され、一層の学習の充実が期待されます。メリットを生かしつつ、課題に対しても丁寧に対応していくことが求められます。また、教職員が使用する端末は、令和4年度から「山梨県統合型校務支援システム」を導入します。全县での統一した利用により、情報の迅速化や事務手続き、家庭への連絡の簡略化が期待されます。

このほかに、厳しい経済状況を背景として、就学にあたって経済的な支援を必要とする家庭が増えており、市では継続して教育関係経費の助成や奨学金の貸与を実施しています。

※「南アルプス市教育施設長寿命化計画」とは、市内の教育施設について計画的に長寿命化改修、大規模改修、修繕をしながら、出来るだけ長く安全に施設を使うという方針を定めた計画です。

※GIGAスクール構想とは、全国の児童生徒に一人一台端末（コンピュータ）と高速ネットワークを整備する文部科学省の取り組みです。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、計画を前倒しし、令和2年度内に小中学校への端末導入がほぼ完了しました。一人一台端末の本格的な授業での活用は令和3年度から始まっています。

(8) 課題

グローバル化や情報通信技術の進展、少子高齢化など、現代社会は急速に変容し、教育現場もその流れに対応していくことが求められています。これまで培ってきた教育スタイルと今後求められるスタイルを、どのようにバランスをとって融和させていくかが大きな課題です。

平成28年に公布された「教育機会確保法」では、従来の「学校に登校すること」だけを目指にするのではなく、社会において自立的に生きる基礎を培い、個々の児童・生徒に応じた支援を行うことが求められており、児童・生徒の最善の利益を最優先に支援することが重要です。

いじめへの対応についても継続した課題であり、現状をしっかりと把握し、一人ひとりに寄り添った教育を実施することが重要です。

最近の子どもたちに係る社会問題として、児童虐待やLGBTQ、家事や家族の世話等を大人の代わりに行き、子どもの権利を行使できないヤングケアラー、SNS等における情報モラルがあげられます。これらの多様な問題に係る悩みを抱えて生活している児童・生徒への適切な支援や指導が必要です。

さらに、AIやロボットなどを活用して社会の発展や問題解決を進めるSociety5.0※と呼ばれる未来において、自ら考え、主体的に生き抜く力をもった子どもたちに育てる必要があります。学校の教育活動全体において、主体的に学習に取り組む力や身に付けた知識・技能を活用し、思考・判断・表現して問題を解決する力、多様な人と関わる力の育成を重視して取り組んでいく必要があります。

こうした様々な課題に対応するために、これからの学校は、これまで同様、教職員の指導力向上を目指すとともに、チーム学校として、学校と関係機関の連携をより強固にし、保護者・地域との協力関係を一層深めることが重要です。

※Society5.0とは、狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を指すもので、インターネットを介して全ての人やモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、AIやロボット、自動走行車などの技術で必要なモノやサービスがいつでも利用できる社会のことです。

3 歴史・伝統文化教育の現状と課題

(1) 現状

市内には国・県・市の指定・登録文化財が 163 件あり、市ではその保護活動を継続して行うとともに、特に重要なものについて新たに指定をするなど、地域の歴史的・文化的資産を保存・継承していくための取り組みを行っています。併せて、市民の歴史的・文化的資産に対する保護意識を高め、地域への愛着と誇りを深められるよう、市内小・中学校での授業や教職員向けの研修、一般向けの講座を開催するなど教育普及活動を推進しており、毎年約 10,000 人を超える参加があります。

こうした活動の拠点としては「ふるさと文化伝承館」があり、地域の歴史文化発信の拠点として、国の重要文化財「^{いもじや}鑄物師屋遺跡出土品」等の歴史的・文化的資産を適切に保管し、これを展示・公開するほか、文化財を活用した体験学習や企画展、イベントの開催等にも力を入れており、毎年 7,000 人を超える人々の利用があります。

また、国の重要文化財に指定されている「安藤家住宅」は、こうした活動の素材として活用され、年間 5,000 人前後の入館者を集めています。地域文化発信の拠点として、様々なイベント等も開催され、一部は市民の文化発表の場としても利用されています。

河川堤防としては全国に 3 例しかない国指定史跡である「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」も、様々な形で水に苦しめられてきた本市の歴史を象徴する文化財として、本市の歴史的特性を広くアピールする素材です。整備基本計画に基づく整備が進められていますが、現在も史跡めぐりのポイントや、市内外の学校で校外学習の場として、また、市民の防災教育等にも活用されています。

一方で、地域の成り立ちや歴史を知る上で重要であるにも関わらず、その価値や存在が顕在化しないまま、散逸や滅失の危機に瀕している古文書や民俗資料、建造物、口承等が市内に数多くあります。身近にあるはずのこうした資産について、市民アンケートでは、「市内には、守り伝えるべき豊かな歴史があると感じる」人の割合は、52.4%と、約半数にとどまっています。また、関心を持って、その保護や伝承に対する姿勢は積極的であるとは言えない状況です。「過去 1 年間に、市内の歴史に触れたり、史跡を訪れたりしたことがある」と回答した人は 23.0%にとどまっており、さらに積極的に啓発活動を進める必要があります。

歴史的・文化的資産のこれ以上の散逸や滅失を防ぐため、収集・保存、整理・活用と教育・啓発活動を一体的に展開していくことが必要となります。本市では、特に市民とともに資源の掘り起こしを行う過程を重視し、市全体を一つの博物

館と考え、地域の人々が歴史的・文化的資産を再発見し、その資産を蓄積しながら現地で展示公開を図り、地域の魅力を広く情報発信していく試みとして「ふるさと^{まるまる}〇〇博物館」※事業への取り組みを行っており、収集したデータは「デジタルアーカイブ（^{まる}〇博アーカイブ）」※として公開しています。

※「ふるさと^{まるまる}〇〇博物館」とは、市全体をひとつの博物館にみたく、地域資源の掘り起こしや調査研究・周知・情報発信を市民協働で行い、やがては市全体が、市民一人ひとりが思い描く、それぞれの思いがこもった博物館となるような活動を行う事業です。

※「デジタルアーカイブ（^{まる}〇博アーカイブ）」とは、有形・無形の文化資産をデジタル情報の形で記録し、その情報をデータベース化して保管し、随時閲覧・鑑賞・情報ネットワークを利用して情報発信できる仕組みのことです。

（２）課題

郷土の歴史や伝統・文化は、地域に根ざして形づくられ育まれてきたもので、全ての市民にとって、かけがえのない財産です。これら埋蔵文化財も含むふるさとの歴史的・文化的資産や伝統文化を継承していくためには、それぞれの市民が、これらの本質的価値を理解して、かけがえのないものとして大切に思う感性、自らの誇りとするような意識を醸成することが求められます。同時に、これらの資産を次世代に、より良い形で継承していこうとする思いと、まちづくりの「資源」と捉えることのできる感覚が芽生えれば、それは市民主体の南アルプス市らしい個性的なまちづくりを推進する力となるものです。

そのためには、ふるさとの文化財や地域の歴史・伝統に親しめる機会をさらに充実させていくことが重要です。また、「ふるさと文化伝承館」や「安藤家住宅」といった歴史文化発展の拠点も更なる活用が求められるほか、国指定史跡「御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）」を含む史跡についても、本市の歴史的特性を示す重要な資料であるとの認識から、調査を行い、その保存環境を整備し、だれもが容易にその本質に触れられるよう整備を進めていく必要があります。なお、「ふるさと文化伝承館」については、令和3年11月に博物館法の登録博物館となっており、今後これに見合った展示の実施等、より一層の充実と活用を図っていくことも課題となります。

一方で、地域の歴史的・文化的資産が顕在化しないまま散逸や滅失している現状に鑑みれば、これらの資産を次世代へ継承していくためには、市民それぞれが生まれ育った地域の魅力や資産を改めて認識し、かけがえのないものであると思う「気づきの促進」も課題の一つです。

これら成果を上げていくためには、情報発信の手法についても、更なる研究と工夫をしていく必要があります。情報の発信は市と市民が協働で行うことが求められるため、その担い手としての「人づくり」も重要です。

4 生涯学習教育の現状と課題

(1) 現状

生涯学習は人々が生涯に行うあらゆる学習の意味で用いられますが、教育基本法では、生涯学習の理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会」（生涯学習社会）の実現に努めることが規定されています。

本市においても、市民が生涯を通じて学ぶ喜びを感じられる環境づくりや、スポーツに親しみ、多彩な芸術・文化に触れることのできる機会を充実させ、心身ともに健康で心豊かな生活を営むことを目標に、生涯学習に関する様々な取り組みを進めています。

まず、学習機会や情報の提供と、その充実を進めるため、市民一人ひとりが趣味を持ち、心が豊かになり学ぶきっかけとなるような機会と場を提供しているほか、近年、多様化した講座ニーズに対応できるよう多方面から講師を募集しています。

また、学習の成果を活かす環境づくりを進めるため、受講者が講師となって学習の成果を活かすことのできる場所を提供しています。

さらに、市民主体の活動支援として、社会教育関係団体の活動への財政支援を続けています。公民館活動では地域に密着した講座等を開催し、地域の方が参加することで地域の絆づくりに繋がっています。

こうした生涯学習の拠点整備として、施設を安全に安心して利用できるよう維持管理を実施しています。

スポーツには、誰もが生涯にわたって主体的にスポーツに親しむことにより、生きがいのある充実した生活を営むことを目指す「生涯スポーツ」と、自己の技術や記録の向上を目指し、見る人や競技者を支える人にも大きな感動や活力を与えることのできる「競技スポーツ」があります。

特に生涯スポーツについては、環境整備を進めることで気軽にスポーツを楽しむ機会を提供し、市スポーツ推進委員会、市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブ※等の団体と連携しながら、各種スポーツ大会や教室・イベント等を開催し、多様なスポーツの機会を提供しているほか、山梨県代表としてスポーツ大会へ参加する際の経費を一部助成することで、市民の自主的な活動も支援しています。また、こうした生涯スポーツの拠点となる体育館、グラウンド等の施設の維持・管理・整備に努めることで、利用者の安全を確保しています。

生涯にわたる知識習得・学習の場として、非常に重要な役割を果たす図書館については、中央図書館を核に5館1分館で運営しています。ネットワークを通じて、山梨県内外の図書館とも連携しつつ、図書・視聴覚資料の貸出・返却・予約、読書通帳等のサービスを提供しています。

子どもの読書活動については、「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」に基づいて、子どもの頃から読書に親しみ、人間形成に大きな役割を果たす読書習慣を身に付けられるよう保護者・家庭や地域、学校等と協力して事業に取り組んでいます。また、子どもの発達段階に応じた読書を支援するために、ブックスタート・セカンドブック・サードブック事業※を行っています。

さらに、市民のライフステージに応じて読書に親しんでもらえるように、朗読会や講座等のイベントを開催しています。

このほか、中央図書館に併設された「南アルプス市ふるさと人物室」では、ふるさとの魅力を再発見してもらえるように、近代前後に活躍した本市にゆかりの人々を紹介する展示会を開催しています。

芸術・文化資料の収集・保存と活用の分野においても、市立美術館では、市民の芸術文化に対する感性を育むため、これまでに収集・保存したコレクションを核としながら、より多くの市民に親しまれる市民参加型美術館を目指しています。また、市民が気軽に参加できるイベント、ワークショップ等のほか、魅力ある展覧会を開催・企画しています。

芸術・文化活動の拠点としては、全国屈指の音響効果を誇るホールやパイプオルガンを備える桃源文化会館があり、コンサートや音楽イベントといった芸術鑑賞機会を提供する場や市民の活動発表の場として、また会議・講演会等の会場として、幅広く利用されています。

※総合型地域スポーツクラブとは、地域住民が自主的に運営・管理する地域密着型のスポーツクラブで、子どもから高齢者まで様々な人たちが、その興味・関心や競技レベルを問わず多種目のスポーツに参加できるという特徴を持ちます。

※ブックスタート事業は、4か月児健診時に絵本を手渡す活動、セカンドブック事業は、小学校1年生に本を手渡す活動、サードブック事業は、小学校4・5・6年生と中学生におすすめの本を紹介する活動です。

青少年の健全育成を進める上で、現在の青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、屋外での生活体験や自然体験・社会体験の不足が課題となっています。また、SNSやインターネット等の普及により、実生活の中での人とのつながりが薄れ、ネット犯罪等に巻き込まれる危険性も報告されています。

本市では、こうした青少年問題の重要性に着目し、ネットやスマートフォンの適正利用、モラルやマナーの向上、犯罪から身を守るための行動を学ぶ機会として「情報機器教育」を学校と連携し、進めています。

また、「ジュニアリーダー養成研修」では、自立・協働・奉仕を体験的に学習し、地域や学校生活でリーダーとして活躍できる環境を構築しています。

様々な課題に対し、主権者教育という観点から、子どもたちが自身の考えを作り出す力を育み、課題解決能力を高めるため、「友好姉妹都市国内交流事業」や地域の子どもクラブ事業に参画するなど、様々な体験と出会いの機会を創出しています。

研修生の中には、経験を経て高い志を持ち、リーダーシップを持つ子どもたちが生まれ、自主企画で運営する事業・研修として効果が高まっています。

こうした活動や経験をした子どもたちが、地域の青少年健全育成活動に参加することで、「誰とでも協力し、グループ活動ができる」「相手の立ち場になってものごとを考えることができる」など、生きる力を持った人間性豊かな子どもたちを育む環境が地域にも生まれ、より充実した青少年の健全育成につながっています。

(2) 課題

これまで生涯学習講座は、学びのきっかけづくりが目的として開催してきました。これからは、市民自らがこれまで深めてきた学習、磨いてきた技術、貴重な体験等を活かし、企画運営し、受講者に伝えるとともに、市民同士が共に学びあい、つながりを生み、生きがいを見つけることを目的として支援していくことが必要です。

生涯学習講座には幅広い年齢層の参加が理想ですが、若年層の参加が少ない状況です。幅広い年齢層が参加できる講座の開催を支援する必要があります。また、多様な講座を開催するために講師の確保が必要となります。

さらに、多様化する学習ニーズに対応した学習機会や情報の提供に努め、リカレント教育※を推進するとともに、生涯学習施設等を拠点に市民が主体となって活動し、運営を行うことができるよう市が支援する必要性が高まっています。

スポーツ面では、市民アンケート調査の結果から、習慣的にスポーツを行っている市民の割合は、30%前後であることがわかりました。

スポーツ活動は、生涯を通じた健康増進や社会性の育成、世代間交流の推進などに大きな役割を果たします。

スポーツにおいても多様性が進んでいることから、スポーツを楽しむ機会を増やし、参加対象者を限定することなく、広く市民が参加できる支援を推進する必要があります。

活動母体となる各種スポーツ団体を支援・連携しつつ、全ての市民が生涯スポーツを楽しむため、さらにそれぞれの年齢・興味・目的に応じた取り組みを進める必要があります。

また、コロナ禍で「新しい生活様式」に移行する中で、屋内で行う運動機会が制限される可能性があることから、運動実施率向上のためには、現在開催されているウォークラリー大会、スポーツラリー大会などの屋外で行う軽い運動のさらなる推進、他部局との事業の連携、協力などを検討する必要があります。

施設の整備においては、維持・管理だけでなく、照明のLED化等、コストパフォーマンスや利便性の向上についても検討する必要があります。



国内交流事業（東京都小笠原村）

※リカレント教育とは、学校教育から離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、生涯を通じて学び続けていくことです。

第3章 南アルプス市の目指す教育

1 南アルプス市の教育が目指す姿

南アルプス市の未来を創る人づくり

～ 生きる力を育み、

ふるさとを愛する心を培う、

南アルプスの教育 ～

教育とは、人づくりです。

子どもから大人まで、すべての人がそれぞれの個性・状況に応じて、人や社会と結びつきながら、これから生きるために学びの質を高めていきます。

また、本市のなりたちや伝統文化を活かした教育に取り組むことで、ふるさとを知り、ふるさとを大切に思い、ふるさとに誇りを持つ心を育んでいきます。

すべての人が、将来にわたって南アルプス市を担う人、さらには、南アルプス市とつながり続ける心を持つ人となることを願って、南アルプスの教育を推進します。

2 目標とその考え方

南アルプス市の教育の目指すべき姿を実現するために、取り組みの柱となる3つの目標を定めました。

目標1 生きる力を育む学校教育の充実

【目標の考え方】

変化が激しく、予測困難な社会情勢に対応するため、これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知育、徳育、体育を改めて捉え直し、夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を確実に育てる教育を推進します。

目標2 郷土の歴史的・文化的資源の活用と伝統文化の振興

【目標の考え方】

郷土の歴史的・文化的資源や伝統文化を発掘していくとともに、適正に管理し、その魅力を高め、これらを活用し、ふるさとを愛する心の育成や、伝承に向けた環境の整備を図ります。

目標3 生涯にわたる学習の充実

【目標の考え方】

子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたり学び続けるきっかけづくりや、質の高い学習、スポーツに取り組むことができる機会を広く提供し、その成果が地域の活性化に生かされる学習環境の充実を図ります。

3 施策の体系

3つの目標の達成のために、次の施策に基づき施策の柱を定め、具体的な施策を実施します。本計画は、SDGsへの取り組みとしても有効であることから、施策との関連性について、5ページのロゴマークの番号を付してあります。

目標	施策	SDGs	施策の柱
1 生きる力を育む学校教育の充実	1 主体的に学習に取り組む教育の充実	4	① 学習意欲の向上 ② 資質・能力の向上を目指した指導
	2 豊かな心を育成する教育の充実	1 13 16	① 道徳教育の充実 ② ふるさと教育の推進
	3 健やかな体の育成	2 3	① 子どもの体力の向上 ② 食育・健康教育の充実
	4 すべての子どもたちへの支援	1 2 3 4 5 10	① 特別支援教育の充実 ② 子どもたちに寄り添った指導体制 ③ 教職員の資質の向上 ④ 経済的支援の充実
	5 小中一貫教育の推進	4	① 一貫性のある教育課程の編成 ② 小中学校の教職員・家庭や地域の連携
	6 学校施設の計画的な整備	4 11	① 学校施設・設備の整備・危機管理体制の充実 ② 長寿命化計画に基づく計画的な整備
	7 ICTの活用と充実	4	① 一人一台端末の活用の充実 ② 校務支援システムの活用

目標	施策	SDGs	施策の柱
2 郷土の歴史的・文化的資源の活用と伝統文化の振興	1 歴史的・文化的資源の保全と活用	11 13 15	① 歴史的・文化的資源の掘り起こし ② 歴史的・文化的資源の保護・保全 ③ 歴史的・文化的資源の活用
	2 歴史的・文化的資源の情報発信	11 13 15	① 情報発信拠点の整備と活用 ② 文化財情報の発信
	3 ふるさと教育の推進	11 13 15	① 教育普及事業の推進 ② 人材の育成と支援
3 生涯にわたる学習の充実	1 生涯学習拠点の整備	4 8 9 11 17	① 芸術文化の拠点としての環境づくり ② 学びを支える情報拠点としての環境づくり ③ 読書活動の推進 ④ 持続可能な社会教育施設の運営
	2 生涯学習活動の推進	8 9	① 市民主体の生涯学習活動支援 ② 学びの成果を活かす環境づくり ③ 学びの継続を支える環境づくり
	3 生涯スポーツの環境整備	3 11	① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進 ② 人材の育成と団体支援 ③ スポーツ施設の整備・充実
	4 健全な青少年の育成	5 16 17	① 人間性豊かな子どもの成長を支える環境づくり ② 健全な青少年活動の推進 ③ 地域、家庭、学校が一体となった子どもを育む活動の推進

第4章 施策の展開

目標1 生きる力を育む学校教育の充実

変化が激しく、予測困難な社会情勢に対応するため、これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知育、徳育、体育について改めて捉え直し、夢と志を持って可能性に挑戦するために必要な力を確実に育てる教育を推進します。

《展開する施策》

施策1 主体的に学習に取り組む教育の充実

施策2 豊かな心を育成する教育の充実

施策3 健やかな体の育成

施策4 すべての子どもたちへの支援

施策5 小中一貫教育の推進

施策6 学校施設の計画的な整備

施策7 ICTの活用と充実

施策1 主体的に学習に取り組む教育の充実

<施策の方向>

子どもたちの基礎的・基本的な知識や技能の習得と、思考力・判断力や表現力等を育成し、主体的に学習に取り組む教育の充実を図ります。

<施策の柱>

- ① 学習意欲の向上
- ② 資質・能力の向上を目指した指導

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
全国学力・学習状況調査の「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の項目の平均正答率（8項目） （小6 国語・算数） （中3 国語・数学）	22項目中20項目で全国平均と同程度※	全項目で全国平均と同程度	学力の定着を目指す ±5ポイント以内
授業が「分かる」と回答した児童・生徒の割合	小学校 94.2% 中学校 85.9%	小学校 95.0% 中学校 86.0%	高水準を維持する
家庭学習時間が平日 小学校 30分超 中学校 1時間超 の児童・生徒の割合	小学校 93.7% 中学校 63.3%	小学校 95.0% 中学校 70.0%	「家庭学習の手引き」や一人一台端末を活用し、学校での学習成果を定着させる家庭学習の取り組み状況を示す

<p>学びの質を高める授業づくり研究推進校数</p>	<p>11校</p>	<p>20校</p>	<p>市の指定校として指導方法の工夫・改善に取り組み、授業・研究成果を公開している学校の割合を示す</p>
----------------------------	------------	------------	---

出典：各学校で実施している学校評価、健康実態調査

※全国学力・学習状況調査については、令和2年度は未実施のため、令和元年度の数値です。（令和元年度は項目が全22項目）



児童による主体的・対話的な学びあいの授業

<施策の展開>

自ら学び・自ら考える力、すなわち「主体的に学習する力」の育成を図るため、言語活動を重視し、表現しながら高め合う主体的で対話的な深い学びを行い、学習意欲の向上を目指します。

また、各学校の校内研究等で進める授業づくりの取り組みについて情報発信に努め、学校と保護者・家庭と連携し、子どもたちが学ぶ意欲を高めながら、家庭学習や自主学習等の習慣化を促します。

<主な取り組み>

○ **学びの質を高める授業づくり推進事業※**

小・中学校それぞれの研究推進校において、実践を通じたよりよい指導方法等を教員が研究・共有して授業改善につなげるとともに、公開研究会・指定研究発表会・教育研究会・合同校内研究会等によって、その成果を市全体へ広げ、子どもたちが主体的に学習する力を高めます。

○ **一人一台端末の有効利用**

一人一台端末を積極的に活用して子どもたちが主体的に取り組めるような授業づくりを行います。また、発表や表現方法を工夫することによって自分の考えを表現できる場面を多く設定します。動画やドリルアプリ等も活用し、子どもたちが関心を持って臨める授業づくりに努めます。

○ **家庭学習の促進**

各学校が進める家庭学習の取り組みや山梨県が発出している「家庭学習のすすめ」**※**も参考にしながら、家庭との連携を密にし、学校での学習と家庭での学習習慣の定着に努めます。

一人一台端末を活用し、家庭での端末を活用した学習を進めることにより、家庭学習の充実と定着を促進します。

○ キャリア教育の推進

一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、社会の一員としての役割を果たすことの意味や自分の生き方について考え、最終的には、将来の目標に向けて主体的に学んでいく力を身に付けるようなキャリア教育を推進します。

また、職業調べや職場体験等を行い、児童・生徒の興味関心等に合わせて意欲的に活動できるよう取り組みます。



一人一台端末を活用した授業

※学びの質を高める授業づくり推進事業とは、市教育委員会が市立小・中学校の研究校を指定して児童・生徒に学ぶ意欲と確かな学力を形成する授業づくりの研究を行い、その過程と成果を市内の学校に公開することで各校の授業改善に活かし、市全体の教育の質を向上させるための事業です。

※「家庭学習のすすめ」とは、山梨県教育委員会が平成28年度に保護者や児童生徒に向けて作成した、家庭学習の手引きです。特に学びを深めるポイントが「学びの甲斐善（かいぜん）八か条」として提示されています。

<施策の展開>

基礎的・基本的な知識や技能の習得、思考力・判断力や表現力等を育成するためには、子どもたちが日々の授業を大切に、努力を積み重ねていくことが必要です。そのため、子どもたちの学習課題を分析し、実態に応じた指導を実施します。また、一人ひとりの子どもたちに寄り添ったきめ細かな学習支援を推進します。

<主な取り組み>

○ 各種学力・学習状況調査結果分析の活用

全国学力・学習状況調査や山梨県の学力把握調査等の結果分析を活用して、学習上の課題を抽出し、その解決のために子どもたちの実態に応じた指導方法の工夫や改善方法等の方向性をまとめ、子どもたちの資質・能力の向上に努めます。

○ 外国語活動、外国語科の充実

外国語指導助手（ALT）※を有効に活用し、小学校中学年では外国語に触れる機会を増やし、自分と異なる言語や文化について体験的な理解を深め、コミュニケーション能力の素地をつくります。小学校高学年、中学校では、外国語や他国への興味・関心を一層深めながらコミュニケーション能力を身に付け、外国語の語学力を高めま

○ 市単独雇用講師（市単講師）の配置

各学校の状況に応じて、学級担任や教科担任等の補助として市単講師を配置し、一人ひとりに応じたきめ細かな学習支援を行うことにより、子どもたちの知識や技能、思考力・判断力や表現力等の基礎的・基本的な能力を定着させ、伸ばします。

※外国語指導助手（ALT）とは、Assistant Language Teacher の略で、外国語活動や英語授業で、教師と協力してチーム・ティーチング（共同授業）を行う者です。

施策2 豊かな心を育成する教育の充実

<施策の方向>

人間関係を築く力、困難を乗り越える力の育成を図るとともに、友達と協力して何かを成し遂げる力など、豊かな心を育成する教育の充実を図ります。

<施策の柱>

- ① 道徳教育の充実
- ② ふるさと教育の推進

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
小笠原流礼法を取り入れた授業を行っている学校数	22校	22校	道徳教育・ふるさと教育の推進状況を示す
市の文化財・普及教育事業を利用した授業を行っている学校数	16校	22校	ふるさと教育の推進状況を示す
ユネスコエコパークを活用した学校数	5校	22校	ふるさと教育の推進状況を示す

<施策の展開>

子どもたちに豊かな人間性や社会性、また未来の予想が困難な時代を乗り越えるたくましい力を育むため、家庭や地域と連携しながら、学校教育全体を通して道徳教育を行い、充実を図ります。

<主な取り組み>

○ 体験活動を活かした道徳教育の推進

小笠原流礼法の体験活動を今後も継続し、子どもたちが、相手への思いやりや自立の精神を学び、豊かな人間性や社会性を育てる道徳教育を推進します。

○ 地域や家庭と連携し、ふれあいを大切にした道徳授業の充実

各学校で道徳の授業を地域や保護者等に広く公開し、学校での様子を理解してもらいながら、家庭での取り組みを促すとともに、地域人材を講師とした授業を実施する等、学校や家庭、地域が一体となった道徳教育の推進を図ります。

○ ふるさとを題材にした情操教育※の充実

各学校において、地域の偉人や先人の取り組み等を題材とした資料を、図書館・美術館・ふるさと文化伝承館等の施設や職員等と連携しながら、教材として積極的に学校教育に取り入れ、読書活動と併せて子どもたちの情操を養います。



小笠原流礼法を取り入れた授業

※情操教育とは、感情や情緒を育み、人間力を育てる教育で、芸術や文化に親しみ、感受性豊かな心を養う教育です。

<施策の展開>

本市は豊かな自然に囲まれ、貴重な史跡等が多く残されています。南アルプス市の文化に与えたこれらの宝に感謝しながら、生涯にわたってこの自然環境や文化に誇りを持ち、地域を守り、ともに生きていく子どもたちを育成するための教育を推進します。

<主な取り組み>

○ 地域を知る学習の充実

ふるさとについて理解し、ふるさとを誇りに思う気持ちを育むために、教職員や関係機関が連携して、社会科や総合的な学習の時間等において、地域を知る学習を充実するよう取り組みます。

○ 副読本の作成と活用

本市の自然や文化財、公共施設等について、動画等も取り入れ、小学生に分かりやすい内容にした社会科副読本「わたしたちの南アルプス市」を4年に一度改訂します。

また、小学校3・4年生の学習で活用しながら、児童に分かりやすく、ふるさと学習ができるよう授業の充実を図ります。

○ 体験活動の充実

各学校で、実態に応じて、ユネスコエコパーク※や南アルプスの山々を舞台にした自然体験活動や地域の特色を活かした農業等体験活動を行い、豊かな感性を育てるとともに、自然環境の素晴らしさを知り、ふるさとを愛する心を育てます。

また、本市の施設等も有効活用し、ふるさと教育を推進します。

※ユネスコエコパークとは、1976年からユネスコが実施している生物圏保存地域のことで、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的として、地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的にも経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取り組みです。南アルプスの山々とその周辺の地域は、2014年（平成26年）にユネスコエコパークに認定されました。

施策3 健やかな体の育成

<施策の方向>

健康と体力は人間の活動の源です。発達段階に応じて体力の向上、健康の確保、食育の充実を図ります。

<施策の柱>

- ① 子どもの体力の向上
- ② 食育・健康教育の充実

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
体力・運動能力の状況※ (8種目の体力合計点 小5) (8種目の体力合計点 中2)	小5 52.8点 中2 47.3点	小5 53点 中2 48点	子どもの体力の状況を示す
朝食を毎日食べている 児童・生徒の割合	小学校 92.3% 中学校 86.0%	小学校 93.0% 中学校 87.0%	望ましい食習慣の定着状況を示す
1日の平均睡眠時間が 小学校 8時間以上 中学校 6時間以上 の全児童・生徒の割合	小学校 63.4% 中学校 90.2%	小学校 64.0% 中学校 91.0%	望ましい生活習慣の定着を示す
一人一台端末での食育指導で、 食育の理解が深まったと答えた 児童・生徒の割合	—	70%以上	食育指導を受けた児童・生徒へ端末を使った独自のアンケートを実施

出典：各学校で実施している健康実態調査

※体力・運動能力の状況について、令和2年度は未実施のため、令和元年度の数値です。

<施策の展開>

学校体育の授業内容を充実し、体育行事等の取り組みを通して、体力・運動能力の向上と運動の日常化を図ります。

中学校においては、部活動等を通してスポーツが好きな生徒を増やし、心身の発達を図ると同時に、仲間との絆を深めます。

また、日常生活での運動の習慣化を促し、スポーツに親しむ素地をつくることで、学校体育から生涯スポーツへと活動をつなげます。

<主な取り組み>

○ 体育の授業の充実・運動習慣の定着化

各学校で、子どもたちの発達段階に応じて内容を工夫し、意欲的に取り組むことのできる授業を行うとともに、運動の習慣化につながるような実践を行います。山梨県が実施している「子どもの体力向上推進事業」※等とも連携して、運動の習慣化を図ります。

○ 体力・運動能力、運動習慣等調査の活用

義務教育の9年間を通して実施している調査結果から、子どもたちの実態を把握した上で、各学校で運動方法を研究し、取り組みの充実に活かします。

○ 体育行事への参加促進

親睦球技会や陸上記録会等の体育行事を企画・運営する教育協議会を積極的に支援し、子どもたちにスポーツの楽しさを知ってもらいながら体力の向上を図ります。

○ 学校体育から生涯学習へ

市と学校が連携して、地域のスポーツ教室やスポーツ少年団等の情報を積極的に周知していくことで、スポーツに興味を持ち、運動が好きな子どもを増やすとともに、生涯スポーツ活動への橋渡しを図ります。

※「子どもの体力向上推進事業」とは、山梨県教育委員会が取り組んでいる事業で、学校生活の中で子どもたちが夢中になって運動し、遊びにのめり込んでいくような仕掛けをつくることで、運動の習慣化を図ることを目指すものです。

<施策の展開>

食育についての第一義的な役割は子どもたちの生活の拠点となる家庭にあります。小中学校においては学校給食を活用して、食に関する知識、意識を深め、日常生活で適切な食習慣を実践していくことができるように食育を推進します。

また、学校と家庭との連携を図りつつ、子どもたち及び家庭においても食育に対する理解が進み、食育が継続して推進できるよう、計画を持って取り組みます。

<主な取り組み>

○ 食育の推進

文部科学省が推進している食育の視点※をもとに、栄養教諭等が中心となって、市立小中学校共通の「給食の時間における食に関する年間指導計画」を毎年度策定し、それを活用しながら各学校の学級担任・給食主任等と連携し食育に取り組みます。

栄養教諭等が給食時間中に各学校を巡回し、校内ネットワークの一人一台端末を利用して、子どもたちに栄養バランスや食事のマナー等、食生活に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけるよう指導に当たります。また、学校給食を通して健全な食生活を自ら営むことができるよう食育を充実します。

○ 地場産物の活用による食育

学校給食に地元食材を使用することにより、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深め、学校給食の目的の一つである「地産地消」への意識を高めてもらうとともに、食べ物や自然の恵み、また、生産者への感謝の気持ちや、ふるさとを大切に思う心を育みます。

○ 家庭との連携

毎月「給食だより」と「献立表」を配付し、旬の食材や地場産物、行事食等を紹介しながら、食に関する情報や食育の大切さを家庭に伝えます。また、食物アレルギー対応については、保護者と面談し、情報を共有しながらアレルギー対応をすすめ、安心して楽しい給食時間を過ごしてもらうよう取り組みます。

○健康・安全教育の実施

各学校で、体育及び保健体育の授業において、がんやメンタルヘルス、感染症等も含めた心身の健康・安全全般についての知識を習得させるとともに、生活科や家庭科、道徳等の教科でも健康に関する内容の学習を行います。

また「薬物乱用防止教室」や命の大切さについての授業、また自然災害に備えた避難訓練の実施など、特別活動や日常的指導を通じて健康・安全に係る指導を実施します。

※食育の視点とは、文部科学省が「食に関する指導の手引」において提示している6つの基本（1. 食事の重要性、2. 心身の健康、3. 食品を選択する能力、4. 感謝の心、5. 社会性、6. 食文化）の視点です。

施策4 すべての子どもたちへの支援

<施策の方向>

子どもたちの誰もが、家庭の経済的な事情や障がいの有無、LGBTQやジェンダーギャップ※などにかかわらず、未来に希望をもち、それぞれの希望に向かって進むことができるよう、支援に努めます。

<施策の柱>

- ① 特別支援教育の充実
- ② 子どもたちに寄り添った指導体制
- ③ 教職員の資質の向上
- ④ 経済的支援の充実

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
学校生活が「楽しい」と回答した児童・生徒の割合	小学校 92.6% 中学校 89.5%	小学校 93.0% 中学校 90.0%	学校生活の充実度合いを示す
不登校率	小学校 0.83% 中学校 2.90%	小学校 0.80% 中学校 2.80%	
認知されたいじめの解消率	95.2%	96.0%	問題行動への対応・指導、相談体制の充実度合いを示す

出典：各学校で実施している学校評価

※不登校率は、不登校の解消だけを目指すものではありません。

※ ジェンダーギャップとは、男女の違いで生じている格差のことで、日常の習慣から社会の制度にまで、根強く残っています。

<施策の展開>

インクルーシブ教育※を推進し、子どもたちの自立と社会参加を進めていくために、学校や地域における状況に応じて、環境整備等合理的配慮を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個々の能力を伸長する支援・指導を行い、相談・支援体制の一層の充実を図ります。

また、就学前から中学校卒業までの途切れのない支援の推進に努めます。

<主な取り組み>

○ 教育相談・支援体制の整備

多様化、複雑化する諸問題を抱える子どもたちを低年齢のうちに把握し、継続的な相談、支援を行う体制づくりに努めます。

特別支援コーディネーターを中心に、「校内支援委員会」・「ケース会議等」で情報共有を行い、一人ひとりのニーズに合った支援ができるよう、保護者、学校、医療等の専門機関との連携を図ります。

また、子どもたちの成長に合わせた「個別の教育支援計画」を作成し、支援目標を達成するための合理的配慮を行うとともに、特別支援教育についての理解をより深めるため教職員研修を実施します。

○ 市単講師の配置

特別支援学級への在籍の有無にかかわらず、特別な支援を必要とする子どもたちの学習面、生活面をサポートするために、市単講師を配置します。

○ 学習環境の整備

子どもたちの持つ力を伸ばすため、一人ひとりの障がいの状態や発達の状況に応じた器具や教材等を整備し、学習環境を整えます。

すべての子どもたちに配付したICT機器を有効的に活用します。

※インクルーシブ教育とは、人間の多様性を尊重し、障がいのある者と障がいのない者が共に学び、共生社会の実現を目指していくものです。

<施策の展開>

魅力ある学校を目指し、安心して学校生活や社会生活を送ることができるような相談、指導体制の充実を図ります。教職員が学級集団の状態や、子どもたちの意欲、満足感などの実態を把握し、一人ひとりに寄り添った指導、きめ細やかな対応ができるよう努めます。

不登校児童生徒への支援は、教育確保法及び同法に基づく基本指針等を活用し、個に応じた支援を行っていきます。

また、LGBTQなど多様な学びの必要性が高まっており、児童・生徒への支援、指導に努めます。

<主な取り組み>

○ 組織的教育相談の実施

市の臨床心理士や教育相談員、県のスクールソーシャルワーカー※、スクールカウンセラー※、スクールサポーター※等と学校、家庭・地域が連携した支援体制を整備し、すべての子どもたちが安心して学校生活や社会生活を送ることができるための教育相談のさらなる充実を図ります。

また、相談電話「ふれあいダイヤル」の設置について、より一層の周知を推進します。

○ 問題行動への対応・指導体制の確立

各学校が策定した「いじめ防止基本方針」※に則って、いじめ等問題行動に組織的に対応します。アンケート等も重視して取り組みます。

また、標準化心理テスト※等を有効に活用し、問題行動を早期に発見し、解決して、安心した生活ができる学級づくりを目指していきます。

さらに、いじめ・不登校未然防止を目的とした研修会や、教育講演会を開催するとともに、関係機関との連携を図りながら、教職員の指導力の向上に努めます。

○ 不登校児童生徒の居場所づくり

不登校児童生徒においては、休養の必要も踏まえながら、登校だけを目標とするのではなく、その要因が様々であることを鑑み、初期段階においての寄り添った支援が重要です。関係機関等連携し、社会的自立へ向けて、個に応じた支援ができるよう、児童生徒や家庭に対する相談体制を強化するとともに、学習支援も充実させていきます。

さらに、市が設置している適応指導教室（あるぷす教室W i n g）の拡充を図り、学校以外の場における学習活動など、個の状況に応じた活動や居場所づくりを念頭に、児童生徒及び保護者に対する必要な情報の提供や助言、支援を行っていきます。

○ 多様性の学び

LGBTQ、ヤングケアラーなど、社会情勢を反映した問題についても、学校において理解、認識をするとともに、関係機関と情報共有をしながら一人ひとりの児童・生徒へ適切な支援、指導に取り組みます。

※スクールソーシャルワーカー（SSW）とは、都道府県教育委員会・学校等に配置され、教育分野に関する知識と社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、様々な問題を抱える児童・生徒への相談を行い、置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築、連絡・調整等によって、課題解決のための支援を行う専門家です。

※スクールカウンセラー（SC）とは、児童・生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有する専門家で、学校等へ配置され、児童・生徒へのカウンセリングや教職員・保護者への助言等を行います。

※スクールサポーターとは、警察署等に配置され、学校からの要請に応じて学校に出向き、学校における問題行動等への対応や、巡回・相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行います。

※「いじめ防止基本方針」とは、いじめ防止対策推進法第11条に基づいた、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針です。平成25年には国の方針が策定されており、それを参酌して各学校でも地域の実情に応じた方針の策定等の取り組みを行っています。

※標準化心理テストとは、心理テスト等の結果を的確に評価するため、基準となる集団を定め、その集団における相対的位置づけを基に尺度を作成した心理テストです。本市では、標準化された心理テストである「楽しい学校生活を送るためのアンケート」（Q-U）、「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート」（hyper-Q-U）を実施しています。

<施策の展開>

質の高い教育活動を実現するためには、教職員の指導力が非常に重要です。多忙な教育現場における教職員のこれまでの働き方について見直しを進め、会議や業務の効率化を図るとともに、一人ひとりの教職員の資質の向上に努めます。

また、組織的な授業研究を推進し、教職員の意欲を高め、資質を向上させることを目指します。

<主な取り組み>

○ 教職員による授業研究の充実

校内研究会において相互授業参観や組織的な研究を行いながら、授業改善に向けて研鑽を積むことにより、授業力の向上に努めます。

また、県や市の指導主事、外部講師を積極的に招き、最新の指導、助言を受けながら、教職員の指導力向上を図ります。

○ 研修会・講演会の充実

実践的指導力を高めるため、国や県及び教育団体等が主催する研修会への参加を推進します。

また、本市で企画・開催する研修会・講演会については内容等を見直すとともに、ICT機器を活用し、オンデマンド※で視聴できる環境を充実し、すべての教職員が資質・能力を伸ばせるよう、魅力的で有意義なものに改善します。

○ 学校評価制度の充実と教職員の評価制度の活用

教職員の資質向上と開かれた学校づくりを推進するため、学校評価制度のアンケート項目の整理や分析の充実を図ります。

人事評価制度を通じて、教職員自身が自己の能力や適性、職務における課題等を自覚することにより、それぞれが持つ能力を最大限に引き出しながら、意識改革等を進め、教職員同士が連携しながら、働き方改革の観点を含め、資質向上を図ります。

※オンデマンドとは、「On-Demand（要求に応じて）」という英語が由来の言葉であり、注文に応じてサービスを提供すること、もしくは注文や需要に応じて即座に供給を行える仕組みそれ自体のことを指します。この場合、インターネットを活用することで動画や教材などを場所や時間にとらわれず、いつでも必要に応じて提供できる仕組みのことを指します。

<施策の展開>

すべての子どもの教育機会の保障と貧困対策のため、学校生活に必要な費用を援助することで保護者の経済的な負担を軽減する取り組みを継続して実施します。

<主な取り組み>

○ 就学援助の充実

保護者の経済的負担を軽減するための支援として、小・中学校における就学援助制度※の充実と、その周知に努めます。

また、特別支援学級に在籍する子どもたちに対し学用品費等を援助する特別支援教育就学奨励制度※の周知と充実に努めます。

○ 学校給食費助成金支給制度の充実

本市の小・中学校に3人以上在籍する子どもを有する保護者に対し、3人目以降の学校給食費助成金を支給する制度を引き続き実施します。

○ 奨学金制度の充実

高等学校や大学等高等教育機関で修学を希望する生徒・学生について、一定の条件を満たす場合に、進学のための資金を援助又は貸し付け、経済的な負担を軽減します。

※就学援助制度とは、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者又は生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対し、保護者が負担する教育関係経費（学用品費や学校給食費等）について、国及び地方公共団体がその費用の全部又は一部を援助する制度です。

※特別支援教育就学奨励費制度とは、障がいのある児童・生徒が小・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に保護者が負担する教育関係経費（学用品費や学校給食費等）について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体がその費用の全体又は一部を援助する制度です。

施策5 小中一貫教育の推進

<施策の方向>

小中学校の教職員が互いに連携し情報を共有して、学習指導の継続性や生活指導の一貫性に努めるとともに、家庭や地域と連携して、小中一貫教育を推進します。

<施策の柱>

- ① 一貫性のある教育課程の編成
- ② 小中学校の教職員・家庭や地域の連携

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
小中一貫教育を進めている中学校区の数	2区	7区	小・中連携を基盤とした、地域の実情に応じた小中一貫教育の推進状況を示す
小中一貫教育推進協議会の数（中学校区に1つ）	3協議会	7協議会	設置された協議会数

<施策の展開>

様々な教育課題を解決していくために、小・中学校間で教育課題を共有し、目指す子ども像※を明らかにして、9年間の一貫性ある教育課程の編成や授業づくりの工夫を図ります。

<主な取り組み>

○ 目指す子ども像の設定

中学校区内で学校間の連携を図り、子どもたちの実態や地域の状況を踏まえ、中学校区ごとに、義務教育9年間を見通した目指す子ども像を設定します。その目標達成に向けて、教職員が歩調を合わせ取り組みます。

○ 一貫性のある教育課程の編成

目指す子ども像の実現に向け、小・中学校で連携し、9年間を通した一貫性のある教育課程を編成します。

○ 本市の進める事業との連携

一貫性のある教育課程の推進において、本市が進める小笠原流礼法や社会科副読本、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業改善等を取り入れながら、本市の特徴を活かした教育を推進します。

※目指す子ども像とは、小中一貫校の義務教育9年間を見通して育てていきたい目指す児童・生徒の姿、学校教育目標です。人や社会と結びつき、生きる力が高く、夢や志をもって可能性に挑戦し、ふるさとを愛する心を持ち、将来の南アルプスを担う人になることを願って掲げています。

<施策の展開>

小中一貫教育を推進していくために、一貫校の目指す子ども像を念頭に置き、小・中学校教職員が共通して義務教育9年間で子どもたちを育てるという意識を持つことが必要です。そのために、情報交換や合同研究会等の連携した取り組みを実施し、同じ方向に向った教育を進めます。

<主な取り組み>

○ 教職員の連携強化

中学校区内の教職員が中1ギャップ※をはじめ、子どもたちの課題等を共有し解決していくために、情報交換会や小・中学校の教職員が互いに授業を参観し合う等、連携して取り組みます。また、授業や取り組みの交流も積極的に行い連携を強化します。

○ 合同校内研究会の推進

一貫性のある教育課程を推進していくためには、小・中学校の教職員が課題解決に向けて連携して研究を進めていかななくてはなりません。そのために、中学校区内の合同校内研究会等を積極的に行い、共通理解を図りながら取り組みを進めます。

○ 家庭や地域と連携

小中一貫教育を推進していくためには、家庭や地域の理解がなくては進められません。そのためには、まず一貫校について周知し、丁寧に説明していくことが必要です。「学校だより」や様々な機会を通して理解していただき、学校と家庭や地域と連携して進めます。

また、PTA活動とも連携しながら小中一貫教育を推進します。

※中1ギャップとは、小学校から中学校に進学した中学校1年生が、小学校に比べて難しくなった学習内容、部活動、先輩後輩の人間関係、学校文化の違いなどに上手に適応できず、悩みを抱えたり不登校の状態になってしまったりすることです。

施策6 学校施設の計画的な整備

<施策の方向>

安心・安全、快適な環境の中で学習や学び合うことができるよう、教育施設の長寿命化計画に基づき学校施設の計画的な整備を図ります。

<施策の柱>

- ① 学校施設・設備の整備・危機管理体制の充実
- ② 長寿命化計画に基づく計画的な整備

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
「教育活動に適した施設・設備が整っている」に肯定的な回答の割合	小学校 91.1% 中学校 88.6%	小学校 93.0% 中学校 90.0%	望ましい施設環境の維持を目指す

出典：学校施設に関する保護者アンケート

<施策の展開>

子どもたちが多くの時間を過ごす学校教育施設・設備の安全性確保と耐久性を向上させるため、設備の更新や修繕工事を計画的に実施し、快適で安心・安全な学習環境の確保に努めます。

<主な取り組み>

○ 適切な維持管理

日頃の点検や定期調査により、建物や設備の現状を把握し、計画的な設備の更新、適切な保守・維持管理に努めます。

○ 少人数学級・多様化に対応した施設整備

国や県がすすめる少人数学級編制への取り組みや、特別支援学級の増加等社会情勢を見据え、教室数の不足が発生しないよう、改修・増築等で適切な教育環境の維持に努めます。

○ 時代に即した施設整備

子どもたちがより快適に過ごせるように、トイレの洋式化やバリアフリー化、ネットワーク環境の充実など、これからの時代の教育環境に対応した設備の整備を図ることで、より効率的かつ効果的に学ぶことができる施設となるよう取り組みます。

○ 危機管理体制の充実

過去に経験したことのない台風や地震等の自然災害に対応できるように、各学校がそれぞれの実情に応じて防災・防犯計画及び危機管理マニュアル、災害タイムライン※の見直しを随時行い、子どもたちの命を守る危機管理体制を強化します。

また、防災訓練や研修等を充実し、子どもたち自身と教職員の危機管理能力・危機対応能力の一層の向上に努めます。

※災害タイムラインとは、災害の発生を前提に、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。防災行動計画とも言います。

<施策の展開>

中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストを抑えつつ、効率的に施設整備を行うため、「南アルプス市教育施設長寿命化基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、安全性・快適性を確保しながら、施設をできるだけ長い期間活用できるよう維持管理に努めます。また、施設の劣化度、人口・児童生徒数などの状況、時代に添った教育環境の変化等を反映しながら、計画的に大規模改造・改修・改築など、長寿命化にむけた整備に取り組みます。

<主な取り組み>

○ 長寿命化基本計画に基づく事業

建物の耐用年数を伸ばし、限られた予算でより多くの施設の安全性を確保しつつ機能の向上を図るため、長寿命化改修を中心とした施設の老朽化対策に取り組みます。

○ 学校規模・配置の適正化

子どもたちが、集団生活を送りながら互いに切磋琢磨し、変化の激しい社会を生き抜くための力を身に付けられるように、人数・学級数等について、望ましい学校の規模や配置のあり方を研究し、検討します。

施策7 ICTの活用と充実

<施策の方向>

学校での情報活用能力の育成、教職員の業務負担の軽減や教育の質の向上などに必要なICT※活用の充実を推進します。

<施策の柱>

- ① 一人一台端末の活用の充実
- ② 校務支援システムの活用

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
学校でICT機器を学習で週1回以上使っている児童生徒の割合（小学校6年生・中学校3年生）	小学校6年生 39.9% 中学校3年生 54.1%	小学校6年生 90.0% 中学校3年生 90.0%	児童生徒の活用状況を示す
ICT機器を活用した授業を1クラス当たり週1回以上している学校の割合	小学校 66.7% 中学校 85.7%	小学校 90.0% 中学校 90.0%	教員の活用状況を示す

出典：全国学力・学習状況調査（令和2年度の現況値は、一人一台端末の利用が開始された令和3年度の調査による）

※ICTとは、Information and Communication Technology（インフォメーション アンド コミュニケーション テクノロジー）の略で、通信技術を使って、人とインターネット、人と人が繋がる技術のことです。メールやSNS、ネット通信販売、ネット検索などに活用されています。

<施策の展開>

クラウドベース※の一人一台端末の利点としてあげられるのは、インターネットやアプリを活用した個別的な学習はもとより、リアルタイムの共同作業ができることにより、他との協働的な学びが促進されることにあります。即時に他の意見や作品を比較したり、確認したりすることで、多面的・多角的な視点で考えたり、想像したりすることができるようになります。

教職員がICTの利点を大いに生かした授業づくりを日常的に進められるよう促すとともに、各校で行っている校内研究会を充実することで、より積極的にICTを活用した授業を展開できるよう努めます。

<主な取り組み>

○ 一人一台端末を活用した授業の充実

一人一台端末を活用して、楽しく魅力のある学習が展開できるよう、授業を充実します。クラウド環境のよさを生かし、個別最適な学びや協働的な学びの実現に向けて取り組みを進めます。

○ 南アルプスGIGAスクール推進委員会の取り組みの充実

各校のICT教育を推進する代表者による委員会を定期的を開催し、最新情報を共有したり、各校の情報交換をしたりするとともに、好事例を集積して、市内に広めるようにします。また、よりよい授業づくりや保護者や地域への理解促進のための手立てを考え、実行します。

○ 研修会・講演会の充実

GIGAスクール構想の実現には、教職員のICT指導力や活用力の向上が必要です。国や県及び教育団体等が主催する研修会への参加を推進するとともに、本市で企画・開催する研修会・講演会を充実し、教職員にとってより魅力ある研修となるように努めます。

○ 校内研究会の充実

多くの学校においてICTを活用した授業づくりをテーマに校内研究会が進められています。より専門的な見地からICTの活用に取り組めるよう、県や市の指導主事、外部講師を積極的に招聘し、より質の高い授業づくりができるよう資質の向上を目指します。



教職員のICT研修

※クラウドベースとは、インターネット上に用意してある情報記録装置やソフトウェアを利用する仕組みのことです。情報記録装置やソフトウェアを使用する端末に入れておく必要がないこと、インターネットを通じて様々な端末から利用できること、などが利点としてあげられます。

<施策の展開>

本市では、平成24年から令和3年度まで教職員向けに配備した校務支援システムを利用してきましたが、令和4年度から「山梨県統合型校務支援システム」に参入します。山梨県域での統一した利用により、情報の伝達の迅速化や市町ごとの研修の削減、事務手続きや家庭連絡への簡略化などのメリットが生まれます。このメリットを最大限生かせるように、研修の充実により、活用促進を進め、教職員の働き方改革の一助となるよう、取り組みを推進します。

<主な取り組み>

○ 研修会の充実

成績管理や通知表、指導要録などの諸表簿の作成がスムーズにでき、子どもたちに向き合う時間を確保することが校務支援システムの重要な役目となります。新しいシステムに変わっても問題なく利用できるよう、県と連携して研修を実施します。

○ 利用状況の確認による効果検証の実施

新しいシステムでは、毎月の利用状況が確認でき、事務作業の時間の効率について確認することができます。このデータを分析・活用して、よりよいシステムの利用について検証し、さらなる業務の効率化や事務時間の短縮化を図ります。

目標2 郷土の歴史的・文化的資源の活用と伝統文化の振興

郷土の歴史的・文化的資源や伝統文化を発掘していくとともに適正に管理し、その魅力を高め、これらを活用し、ふるさとを愛する心の育成や、伝承に向けた環境の整備を図ります。

《展開する施策》

施策1 歴史的・文化的資源の保全と活用

施策2 歴史的・文化的資源の情報発信

施策3 ふるさと教育の推進

施策1 歴史的・文化的資源の保全と活用

<施策の方向>

地域に残る歴史的・文化的資源や伝統文化の更なる掘り起しを行い、これらをより良い形で次代に引き継げるよう、その保全と活用に努めます。

<施策の柱>

- ① 歴史的・文化的資源の掘り起こし
- ② 歴史的・文化的資源の保護・保全
- ③ 歴史的・文化的資源の活用

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
市内には守り伝えるべき豊かな歴史があると感じる人の割合	52.4%	57.6%	市民の歴史的・文化的資産への認知度を示す
市の文化財や伝統文化を地域の宝として次世代に伝えていくことは重要だと考える人の割合	76.4%	84.0%	市民の歴史的・文化的資産への認識を示す
市の行う、文化財や伝統芸能の保護や継承活動に満足している人の割合	34.6%	38.1%	市の施策に対する市民の満足度を示す

出典：南アルプス市民アンケート調査

<施策の展開>

市内のフィールドワーク※を随時実施するとともに、市民に呼びかけ情報提供等を依頼するなどして、地域に眠る資源の掘り起こしを行い、その把握に努めます。また、掘り起こした資源について、調査研究を行い、その地域的、歴史的な位置づけを明らかにします。

<主な取り組み>

- **地域資源掘り起こしのためのフィールドワークの実施**
その存在や価値が明らかにならないままに散逸・滅失の危機に瀕している古文書や民俗資料、建造物、オーラルヒストリー※等の文化財について、フィールドワーク等を実施して、その存在を明らかにします。
- **市民への情報提供の呼びかけ**
フィールドワーク等からもれた資源等を把握するため、市の広報誌やインターネット等を通じ、地域に眠る歴史的・文化的資源の所在についての情報提供を呼びかけます。
- **地域資源の調査と整理の実施**
掘り起こした資料については、その歴史的・地域的な位置づけを明らかにすることを目的とした学術的な研究を行います。研究は、他の行政機関や研究機関とも連携しておこない、これにより各資源の価値付けを明確にします。
- **文化財保存活用地域計画の策定**
文化財保護法に基づき、文化財行政のマスタープラン※である文化財保存活用地域計画を策定します。

※フィールドワークとは、調査対象について、実際に現地を訪れて取材や観察、聞き取り等を行う調査方法です。

※オーラルヒストリーとは、文書などにはなっていない、口づたえで語られている地域の歴史や伝承のことです。

※マスタープランとは、基本となる総合的な計画のことです。

<施策の展開>

市内に所在する歴史的・文化的資源について、その存在を周知するとともに適切に保護・保全を図ります。文化財の所有者や管理者、また市民とも連携して、修復等への補助や、維持管理に対して助言をします。

<主な取り組み>

○ 保存修復事業の実施

文化財の所有者や管理者と連携をとり、文化財の保存修復事業を実施します。樹木等天然記念物においては樹勢回復事業や環境整備事業を実施します。これにより、文化財をより良い形で、次代に引き継ぎます。

○ 文化財指定の検討

文化財の適切な保護と活用を図るため、条例に基づく新たな文化財の指定や、法に基づく登録を推進します。

○ 文化財の存在の周知

地域に所在する文化財が、誤ってき損されたり、滅失することがないように、広報やインターネット等を通じ、地域の文化財の存在を市民に周知します。

○ 埋蔵文化財の保護

市内における各種開発事業や公共事業に先立ち、文化財保護法に基づく遺跡の試掘確認調査を行うなどし、開発事業等を歴史的環境への負荷が少ない計画に誘導するとともに、状況に応じて適切に発掘調査を実施します。

<施策の展開>

市内における発掘調査の成果を含む、市の所有する歴史的・文化的資源については、台帳等を整備し、保存・修復を図り、一般に広く公開できるよう努めます。また、市民等が所有する資源についても所有者・管理者等の理解を得た上で、まちづくりや人づくりの資産として活用します。

<主な取り組み>

○ 資源台帳等の整備

市内の歴史的・文化的資源の整理を行い、台帳を整備するなどして、いつでもその所在や状況がわかるようにし、活用に備えます。

○ 観光資産としての活用

本市の歴史的・文化的資源を、地域の観光やシティプロモーション※に活用できるよう、観光部局等とも連携した活動を推進します。

○ ふるさと教育・学校教育の素材としての活用

本市の歴史的・文化的資源を、ふるさと教育、学校教育の素材として活用できるよう、学校教育課などと連携した活動を実施します。

○ 生涯学習の素材 まちづくりの素材

本市の歴史的・文化的資源を、ふるさと教育、学校教育の素材として活用できるよう、生涯学習課などと連携した活動を実施します。

※シティプロモーションとは、市が持つ強みや地域資源をはじめとする多様な魅力を市内外に発信し、認知度、知名度の向上を図るとともに、交流人口及び移住定住人口の拡大を目指す活動です。

施策2 歴史的・文化的資源の情報発信

<施策の方向>

歴史的・文化的資源や伝統文化を市の個性ととらえ、まちづくりの資産として活用できるよう情報発信に努めます。

<施策の柱>

- ① 情報発信拠点の整備と活用
- ② 文化財情報の発信

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
ふるさと文化伝承館の入館者数※	4,599人	8,500人	施設の活用度を示す
重要文化財安藤家住宅の入館者数※	2,578人	5,500人	施設の活用度を示す
デジタルアーカイブの登録件数	660件	1,000件	市民への情報発信量を示す

※令和2年度はコロナ禍により、ふるさと文化伝承館、安藤家住宅への入館者数が例年に比べて低くなっています。

<施策の展開>

「ふるさと文化伝承館」や「安藤家住宅」を、地域の歴史文化発信の拠点と位置付け、より一層の整備を検討するとともに、利活用を図り、文化財情報をわかりやすく発信します。

<主な取り組み>

○ ふるさと文化伝承館の整備と活用

地域の博物館である「ふるさと文化伝承館」を、ふるさと^{まるまる}〇〇博物館の拠点として位置付け、重要文化財「鋳物師屋遺跡出土品」の展示や、国指定史跡「御勅使川旧堤防」のガイダンス施設として、また、地域の歴史や先人の知恵に触れることのできる「ふるさと教育」の場として、更には、本市の歴史や文化を発信するための重要拠点としても位置づけます。その上で、市民により分かりやすく地域の歴史文化を伝えるため、主にソフト面を中心にその充実を図ります。

○ 重要文化財安藤家住宅の整備と活用

地域の歴史文化の発信拠点のひとつとして、安藤家住宅を重要文化財としての価値を維持しながら活用します。また、利用者のさらなる利便性を向上させるよう施設全体の環境を整えます。庭園を含めた全体の修景についても推進します。

○ 史跡御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）の整備

平成 29 年度に策定された整備基本計画に基づき史跡御勅使川旧堤防（将棋頭・石積出）の整備事業を継続し、史跡の恒久的な保存を図るとともに、だれもが安全に、容易にその本質的価値を知ることができるよう整備を行います。また、その他の史跡についても、調査等を通じその価値を明らかにし、必要に応じて整備を促進します。

<施策の展開>

デジタルアーカイブや「文化財Mなび」※、市の広報誌やメーリングリスト等を通じ、文化財情報を市の内外に発信します。また、SNSやYouTube等による映像配信にも注力し、新たな発信方法についても研究します。さらに、デジタルアーカイブ等ツールの活用については、学校教育や生涯学習との連携も図ります。

<主な取り組み>

- デジタルアーカイブ（^{まる}〇博アーカイブ）の活用と充実

現在インターネット上に公開している、既存のデジタルアーカイブのさらなる充実を図り、連携する「文化財Mなび」や学校教育と連携した「^{まる}〇博アーカイブ by ぼこ」※といったコンテンツと共に、発信を強化します。

- SNSやYouTubeなどを活用した発信

既存の発信方法以外の発信についても、SNSやYouTube、また資料自体の3D化・アーカイブ化など、新たな形を活用した発信方法や、学校教育と連携した発信について検討するなどして、積極的に実施します。

※「文化財Mなび」とは、携帯電話やモバイル端末を利用して、市内に設置されたステッカーのQRコード（二次元バーコード）を読み取ることで、市内に点在する歴史的・文化的資産の情報を取得することができるシステムです。文章と写真だけでなく、その地域の住民や子どもたちの声による音声ガイドも備えている点が特徴で、ガイドマップと連動させ、テーマ別に散策コースを提案しながら、情報配信を行っています。

※「^{まる}〇博アーカイブ by ぼこ」では、デジタルアーカイブ（^{まる}〇博アーカイブ）に小中学校の子どもたちが参画し、子どもたち自らが発信した情報が載せられています。

施策3 ふるさと教育の推進

<施策の方向>

郷土の産業、歴史、文化等を正しく理解し学ぶことで、ふるさとを愛する心や誇りを持ち、心豊かな子どもたちを育むふるさと教育を推進します。

<施策の柱>

- ① 教育普及事業の推進
- ② 人材の育成と支援

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
文化財課が行う教育普及事業の実施件数※	150件	170件	施策の活動量を示す
文化財課が行う教育普及事業ののべ参加人数※	6,043人	7,000人	施策の活動量を示す

※令和2年度はコロナ禍により、件数・参加人数が例年に比べて低くなっています。

<施策の展開>

市内の歴史的・文化的資源を活用した学校での授業や、市民向けの講座等を実施します。また、これらコンテンツのアーカイブ化や、映像での配信等についても注力し、市民がふるさとを知り、誇りに思い、その歴史的個性をまちづくりや人づくりに活用されることを目指します。これら事業は、学校教育や生涯学習とも連携して推進します。

<主な取り組み>

○ 出前授業・出張授業の実施

学校教育課との連携を図りながら、学校や史跡等の現地に赴き、出前授業や出張授業を実施します。学習の場として、ふるさと文化伝承館や安藤家住宅を活用し、南アルプス市の郷土を愛する人づくりに貢献します。また、インターネットを介したりリモート授業についても推進します。

○ 一般向けの講座等の実施

生涯学習課等とも連携を図りながら、地域や現地に赴き、講座や史跡巡り等を実施します。これにより、ふるさとの魅力に気付き、これを誇りに思い、地域の個性をまちづくりに活用してもらえるように努めます。

○ 市外の人々へのアプローチ

観光部局等との連携を図る中で、シティーセールスやシティプロモーションの場を通じて、南アルプス市の歴史的魅力を市外の人々にアピールする機会を設けます。

<施策の展開>

市内の歴史的・文化的資源の保護や教育普及活動を市民協働で行いながら、それぞれの地域の魅力を語るができる人材の育成に取り組むとともに、各種情報提供等を通じて、その資源を活用したまちづくりに取り組む市民を支援します。

<主な取り組み>

○ ふるさと歴史ガイドの育成

果樹産業をはじめとした、地域に根差す各種産業の担い手等に対し講座等を実施し、それぞれの分野において本市の歴史文化情報や知識を活用してもらえよう努めます。

また、講座等の実施にあたっては観光部局との連携を推進します。

○ 地域の語り部の掘り起こしと育成

地域の歴史を知る高齢者等を調査し、そのオーラルヒストリーを記録するとともに、これら人々を「地域の語り部」として登録し、ふるさと教育に活用します。



ふると文化伝承館でのふるさと教育

目標3 生涯にわたる学習の充実

子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたり学び続けるきっかけづくりや、質の高い学習、スポーツに取り組むことができる機会を広く提供し、その成果が地域の活性化に生かされる学習環境の充実を図ります。

《展開する施策》

施策1 生涯学習拠点の整備

施策2 生涯学習活動の推進

施策3 生涯スポーツの環境整備

施策4 健全な青少年の育成

施策1 生涯学習拠点の整備

<施策の方向>

質の高い学習に取り組めるよう図書館、美術館、社会教育施設などの生涯学習拠点を整備し、利便性の向上に努め、各施設間の連携を図りつつ学習機会を広く提供できるよう、環境の充実に努めます。

<施策の柱>

- ① 芸術文化の拠点としての環境づくり
- ② 学びを支える情報拠点としての環境づくり
- ③ 読書活動の推進
- ④ 持続可能な社会教育施設の運営

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
美術館の年間入館者数 (うち18歳未満の子ども数)※	12,008人 (1,051人)	15,000人 (2,000人)	美術館の利用促進活動の成果を示す
図書館レファレンスサービス※件数	5,245件	6,300件	図書館の利用促進活動の成果を示す
図書館所蔵資料数	373,523点	396,500点	資料の充実度を示す
市民一人当たりの図書館資料年間貸出点数	3.6点	4.4点	図書館の利用促進活動の成果を示す

趣味や娯楽なども 含め、生涯学習を行っ ている市民の割合※	30.6%	33.9%	生涯学習活動の 成果を示す
-------------------------------------	-------	-------	------------------

出典：南アルプス市民アンケート調査

※令和2年度はコロナ禍により、美術館の入館者数が例年に比べて低くなっています。

※レファレンスサービスとは、図書館で、利用者が調査・研究等のために必要な資料・情報を探す手助けをすることで、情報そのものかそれに関連する資料等を検索・提供するサービスです。



小学生社会科見学（市立美術館）



中央図書館でのおはなし会

<施策の展開>

市民の芸術文化に対する感性を育むため、幅広く鑑賞の機会を提供するとともに、市民にとって身近な文化活動の発表の場、またコミュニケーションづくりの場として、施設の利用促進につながる取り組みを実施します。

さらに、子どもたちが豊かな創造性や感性を育み、社会との接点として、自分を表現できる場を提供するための環境を整えます。

また、優れた美術作品をより安定的かつ継続的に展示できるよう、計画的な美術作品や資料の収集に努めます。

<主な取り組み>

○ 芸術文化の鑑賞機会の充実

幅広い世代に楽しみ親しんでもらえる魅力ある美術展覧会等や、多彩な芸術文化に親しむ機会の充実に努めます。

○ 子どもへの教育普及活動の充実

子どもたちが豊かな創造性や感性を育み、ふるさとへの理解と愛着を深めるため、学校や地域と連携して、多様な芸術文化や郷土の画家の作品に親しむ機会、また音楽コンサートなど音楽に親しむ機会をもうける一方、社会との接点の場として、自分を表現できる場を提供します。

○ 芸術・文化活動の場の提供

市民にとって身近な文化活動の場、学びの成果を発表できる場として、桃源文化会館等の施設や、美術館の市民ギャラリーなどの活用推進を図ります。

○ 資料の収集・保存・継承

本市にゆかりのある美術作品や資料等の積極的・計画的収集、適切な保存・管理を徹底し、良好な状態で長く後世に保存します。

<施策の展開>

図書館ではアンケート等により市民のニーズを正確に把握し、各種サービスを強化することで、生涯にわたる学習を支える場としての支援機能を充実します。

また、郷土に関する資料を充実して、ふるさと教育の支援に努めます。

<主な取り組み>

○ 図書館レファレンスサービスの充実

国立国会図書館や県立図書館をはじめ県内の市町村立図書館と連携し、ビジネス支援・子育て支援・シニア支援等市民の課題解決に役立つためのサービスを提供します。

また、研修を行い司書の資質向上を図り、資料の情報を的確に案内する高度なレファレンスサービスの機能強化に努めます。

○ ふるさと人物室の充実

近代を中心に活躍した本市にゆかりのある人物を紹介する「南アルプス市ふるさと人物室」において、子どもを含めた多くの市民にとって、ふるさとの歴史や人物を再発見できる魅力ある展示を積極的に開催します。

また、美術館・博物館・学校等と連携しながら、ゆかりのある人物の資料収集に努めデジタルアーカイブ化を検討するとともに、ふるさと教育の普及活動を図ります。

○ 図書館ボランティア活動の推進

子どもたちが本の楽しさや面白さを知り、読書習慣を身に付け、豊かな心や生きる力を育むためのおはなしボランティア※や、資材ボランティア※の人材育成と支援に努めるとともに、その活動を支援します。

併せて、名作を耳で聞く楽しさを市民に伝え、読書の世界へいざなう、朗読ボランティア※の人材育成や活動を引き続き支援します。

また、安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア保険に加入しその活動を支援します。

○ 資料の収集・保存・継承

各施設で収集している資料の状態や性質に配慮し、適切な保存・管理を徹底し、良好な状態で長く後世に保存します。

特に、本市にゆかりのある資料を積極的・計画的に収集し、資料のデジタルアーカイブ化も検討しながら、次世代への確実な継承を図ります。

さらに、スマートフォン・パソコン・タブレット等電子機器に対応できる資料の収集に努め、読書バリアフリー法※に基づいた、読書環境の整備に取り組みます。



ふるさと人物室の見学（中央図書館）

※おはなしボランティア、朗読ボランティアとは、図書館で開催するおはなし会、朗読会の運営に協力するボランティアのことで、資材ボランティアとは、手袋人形などの資材を作成するボランティアのことです。

※読書バリアフリー法とは、障がいの有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。

<施策の展開>

図書館では、子どもから大人まで生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、読書をするきっかけづくり、読書をともに楽しむ環境づくりを継続して進めます。

<主な取り組み>

○ 市民の読書活動の推進

市民が読書によって感性を磨き、表現力を高め、想像力を働かせることでより豊かな人生を送れるよう、市民の読書ニーズに対応した資料の充実を図ります。

また、図書館資料管理システムのさらなる充実・改善、非来館型サービス等、新たなサービスの提供方法についても検討し、利用者の利便性の向上に努めます。

さらに、あらゆる機会を通して読書活動の啓発に努め、読書をともに楽しむ環境づくりに取り組みます。

○ 子どもの読書活動の推進

「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」に基づき、子どもの頃から身近な場所で本にふれ、読書を楽しむことができ、自主的な読書活動ができるようなきっかけづくり、環境づくりを家庭や地域・学校等と連携して推進します。

また、生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、家庭における読み聞かせや家読（うちどく）等の読書活動を推進します。

さらに、おはなし会や知的書評合戦（ビブリオバトル）※等、子どもと本を結ぶ様々な事業を充実するとともに、ブックスタート・セカンドブック・サードブック事業等、子どもの発達段階に応じた読書支援を実施します。

※知的書評合戦（ビブリオバトル）とは、発表者が推薦図書を紹介し、参加者の一票で「一番読みたくなった本」を決める書評合戦です。

<施策の展開>

社会教育施設の適正な維持・管理を行い、市民が生涯学習活動を行うための安全・安心な環境の確保に努めるとともに、施設整備の長寿命化計画や公共施設再配置アクションプランに基づいた老朽化対策や改修等の環境整備を進めます。

<主な取り組み>

○ 効果的・効率的な運営

指定管理者制度を活用するなど、施設の予約や利用方法等のサービス内容を充実し、利用者にとって身近で使いやすい社会教育施設としての運営に努めます。

○ 計画的な管理・整備

交流や生涯学習活動の拠点として、安全性・快適性を確保しながら、社会教育施設を長期的に活用できるよう維持管理に努めます。利用状況や学習環境の変化等を反映し、計画的な修繕・改修など長寿命化に向けた整備に取り組みます。



生涯学習講座（クラフトテープ手芸教室）

施策2 生涯学習活動の推進

<施策の方向>

各種学習団体やグループの育成・支援に努め、自主的な生涯学習活動を推進します。

<施策の柱>

- ① 市民主体の生涯学習活動支援
- ② 学びの成果を活かす環境づくり
- ③ 学びの継続を支える環境づくり

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
趣味や娯楽なども含め、生涯学習を行っている」と回答した市民の割合	30.6%	33.9%	生涯学習活動の成果を示す

出典：南アルプス市民アンケート調査

<施策の展開>

学習活動の拠点である生涯学習センター等を中心に、市民が主体的に取り組む学習活動の促進を図ります。

また、自己実現のための学習活動をきっかけに市民がグループを形成し、学習活動によってグループが成長するとともに、社会での学習成果の活用や地域コミュニティの活性化につながる取り組みを支援します。

<主な取り組み>

○ 社会教育活動の推進

市民一人ひとりの生涯学習活動を尊重し支援します。また、集団での学び合いや団体・組織等における交流活動、社会参画・地域課題の解決に役立つ地域の実情にあった公民館活動等の社会教育活動を支援し、地域の活性化につながるよう取り組みます。

○ 社会教育団体等の支援

各種の社会教育団体、学習団体、グループの自主的な活動が活発に行われるよう、先進活動情報等の紹介や相談に対しアドバイスを行うなど、団体やグループの育成・新たな社会教育団体への支援に取り組みます。

また、団体やグループが情報交換や交流できるよう市内文化施設等の利用を促進します。



生涯学習講座（親子陶芸教室）

<施策の展開>

学習等により習得した豊かな知識や経験を地域社会で活かすとともに、学習機会の充実や学習活動を通じた地域におけるつながりを深める環境づくりに取り組みます。

さらに、学習の成果が有効に活用できるよう、学びと活用の橋渡しの機能を整え、市民の主体的な学習活動の支援に努めます。

<主な取り組み>

○ 活躍できる環境の整備

生涯学習講座に参加した市民の中から学習成果等を活かす機会として、自ら講師となって講座を企画し、開催できる場を提供します。その機会をきっかけに、市民や地域とのつながりを深め、活躍の場がさらに広がるよう支援します。

また、今後の学習活動の指導者となりうる人材の発掘、育成、支援に努めます。

○ 学習成果の活用支援

生涯学習講座の受講者が生涯学習の場で活かせるよう支援します。また、新たに学習しようとする市民への学習機会を提供し、市民主体の学習活動の支援に努めます。

さらに、学習成果の活用状況の把握や学習プログラムや効果的な支援へ反映するため、生涯学習講座受講後にアンケート調査を継続的に実施します。



生涯学習講座（洋菓子作り教室）

<施策の展開>

市民が生涯学習の意義について理解を深め、生涯にわたり学習活動に取り組むことができるよう推進体制の充実を図ります。

また、多様な主体と連携を図り、すべてのライフステージにわたる様々な学習活動の支援に努めます。

<主な取り組み>

○ 学習に関する情報の発信

人生100年時代において、生涯輝き続ける力を育むため生涯学習の果たす役割や必要性の周知に取り組みます。

また、学習内容や社会教育施設、学習に関連する相談窓口等の情報を誰でも簡単に入手できるよう、市の広報誌やホームページ、SNS等で周知のため積極的な情報発信をし、幅広い世代の生涯学習活動を促進します。

○ 多様な主体の学習機会の促進

生涯学習が地域団体、企業、教育機関等、多様な主体と連携し、それぞれの持つ資源を活用し合うことで、学習の機会や環境を創出し、それぞれのライフステージにおける様々な学習の支援に努めます。

施策3 生涯スポーツの環境整備

<施策の方向>

気軽にスポーツを楽しむ機会を提供し、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境の整備を図ります。各施設の利便性の向上に努め、教育施設の長寿命化計画に基づき、スポーツ施設の計画的な整備を図ります。

<施策の柱>

- ① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ② 人材の育成と団体支援
- ③ スポーツ施設の整備・充実

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
習慣的にスポーツやレクリエーション活動を行っていると回答した市民の割合	28.3%	37.0%	スポーツ普及活動の成果を示す
スポーツ施設は、利用しやすいと回答した市民の割合	37.3%	40.0%	スポーツ施設環境の充実度を示す

出典：南アルプス市民アンケート調査

<施策の展開>

市民一人ひとりの豊かなスポーツライフを築くため、スポーツ協会や民間事業者との協働、またスポーツ推進委員の取り組みにより、スポーツ教室やイベント、各スポーツ施設におけるプログラムの拡大を促し、ライフステージに応じた、スポーツへの参加機会の充実に努めます。

特に幼少期から、スポーツに親しむ機会を充実し、運動への興味・関心を高め、豊かなスポーツライフを実現するための取り組みを実施します。

<主な取り組み>

○ 多様なスポーツ機会の提供

市民のスポーツニーズの把握に努め、各種スポーツ教室や大会・イベントを充実することにより、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じたスポーツができる機会を広く提供します。

また、スポーツ関連情報の収集・提供を積極的に行い、試合観戦等スポーツに触れる機会を増やすことによって、スポーツの楽しさや効果を伝え、市民の意欲と関心を高めます。

○ スポーツ推進委員会との連携

スポーツ推進委員会と行政・地域が連携し、子どもからお年寄りまで「一人一スポーツの推進」を目指して、気軽に取り組むことのできるウォーキングやラジオ体操等の健康運動の普及に努めます。

また、スポーツニーズの多様化が進んでいることから、ニュースポーツ※の講習会や教室を積極的に開催し、気軽にスポーツを体験できる場を提供します。

○ スポーツプログラムの提供

体育施設の管理・運営にあたって、民間事業者の専門的な知識を活かし、質・満足度のともに高いスポーツプログラムを提供することに努めます。

○ 子どもがスポーツに親しむきっかけづくり

保護者や家族など子どもが身近な人々と一緒に、気軽に参加して楽しめるスポーツイベントを企画・開催し、スポーツに親しむ習慣や意欲の醸成を図ります。

○ 地域スポーツクラブの活動支援

子どもを対象とした地域スポーツクラブの情報を市民に提供するとともに、スポーツ少年団や総合型地域スポーツクラブへの加入を促進し、子どもたちがスポーツ活動を継続していく場の確保に努めます。



ふれあいウォークラリー大会



ファミリーバドミントン親睦交流大会

※ニュースポーツとは、いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも気軽にできるスポーツです。競い合うことよりも楽しむことを重視し、幅広い年齢層のスポーツライフを豊かにするとして注目されています。

<施策の展開>

スポーツ活動を支える知識と指導力を持った質の高い指導者と、プログラムの企画・立案、運営に携わる人材の育成・確保に努めます。

併せて、スポーツ振興の基盤となる各種団体の活動を支援し、市民のスポーツニーズや競技レベルに合わせて、様々なスポーツを行う機会の確保に努めます。

また、競技スポーツの振興を図るため、行政と競技団体とがそれぞれの役割を踏まえた上で、相互に連携・協力をします。

<主な取り組み>

○ **スポーツ協会の組織強化と育成**

本市の生涯スポーツや競技スポーツの普及と活動において、中心的な役割を担っているスポーツ協会への継続的な支援を実施します。

特に運営支援等を行うことで、活動の充実と組織運営の強化を図ります。

○ **各種団体への活動支援**

スポーツ協会加盟団体やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等地域に根付いた団体スポーツそれぞれが抱える問題点や課題を共有し、さらに活動が充実するよう取り組みます。

○ **競技スポーツの振興**

各競技団体等が競技レベル向上のための強化策を実施するとともに、その活動の充実を図るため、山梨県の代表として各種大会へ出場する際の経費を一部補助する等の支援に取り組みます。

また、各競技団体の活躍は、市民に夢や希望を与え、スポーツへの関心を高め、活力ある社会の醸成につながることから、ホッケー競技をはじめとした本市競技スポーツの振興、競技力向上に取り組みます。

○ **スポーツ指導者等の養成**

スポーツ協会やスポーツ推進委員会等と連携した養成講習会等の開催や、競技団体の指導者研修会等の支援を行うことにより、スポーツ推進に寄与する指導者の養成と資質向上に関する取り組みを充実します。

○ **ボランティアの確保・充実**

一人ひとりが楽しみながら自主的に参加することができるスポーツボランティアの確保を図り、市のスポーツイベント等でボランティアが活躍できる機会の充実に取り組みます。



市内小学生によるホッケー交流大会

<施策の展開>

スポーツ施設の適正な維持・管理を行うとともに、老朽化に伴う修繕、バリアフリー化等の改修を計画的に実施し、施設の長寿命化と有効活用に努めます。

また、学校運営に支障のない範囲で、スポーツ活動の場として利便性を最大限確保する方法を検討しながら、学校体育施設の開放を促進します。

<主な取り組み>

○ **スポーツ施設の整備・充実**

市のスポーツ施設の適正な維持・管理を行うとともに、老朽化した施設の修繕・改修を計画的に実施し、施設・設備の長寿命化と有効活用に努めます。

○ **学校体育施設の効果的・効率的な管理・運営**

指定管理者制度を活用して、時間外一般開放の予約や利用方法等についてサービスの内容を充実し、利用者にとって身近で使いやすい施設としての運営に努めます。

施策4 健全な青少年の育成

<施策の方向>

青少年の豊かな人間性を育むため、多様な交流や体験活動を通して、資質や能力の育成に努め次代を担うリーダーを育成するとともに、有害な環境から青少年を守る対策などを推進し、健全な青少年を育成します。

<施策の柱>

- ① 人間性豊かな子どもの成長を支える環境づくり
- ② 健全な青少年活動の推進
- ③ 地域、家庭、学校が一体となった子どもを育む活動の推進

<成果指標>

指標	現況値	目標値	説明
	令和2年度	令和8年度	
市民会議による市内一斉あいさつ運動の参加者数	2,076人	2,800人	地域での声かけやあいさつ運動の推進状況を示す
健全な青少年育成活動が実施されていると回答した市民の割合	34.7%	38.0%	家庭や地域ぐるみの青少年教育の推進状況を示す

出典：南アルプス市民アンケート調査

<施策の展開>

子どもの成長を市全体で支えていくために、地域性に重点を置きながら、地域・家庭・学校が連携・協働をより深め、地域全体で未来を担う子どもたちの学びや成長を支える地域づくりを目指し、それぞれの責任と役割のもとに、相互に連携・協働し、青少年の健全な教育に取り組みます。

<主な取り組み>

○ 地域や家庭、学校と連携した地域教育の促進

市民会議で実施する、あいさつ運動を中心とした子どもを支え見守る人の輪は、地域での助け合いやコミュニティの活性化につながります。

地域で子どもの命を守る取り組みが世代間のつながりを強め、共に支えあう活動の啓発・促進を支援していくため、青少年健全育成に関するチラシや広報紙の発行により地域性を生かした活動を促進します。

○ 子どもが安心安全に暮らすための活動の推進

青少年育成市民会議※や青少年育成推進員※と連携し、危険個所の点検や通学路付近の安全を確認する調査の実施、夜間のパトロール活動を実施し、子どもたちが安全に暮らせる環境づくりを推進します。

○ 子どもの安全確保のための活動の推進

地域人材による、児童・生徒の登下校時に実施する「みまもり活動」を支援するため、市民会議や青少年育成推進員など、青少年育成活動関係者に「みまもりたすき」を配布し、活動を市内全域に広めます。

※青少年育成市民会議とは、青少年問題の重要性に着目し、健全育成を図ることを目的に実態を把握し、地域全体で自治会や学校、育成会や子どもクラブ等と連携を図り、地域に根付いた事業、活動を企画推進している団体です。

※青少年育成推進員とは、青少年の健全育成を目的とし、青少年問題や課題に取り組むため、市民会議の専門委員会に所属し、地域・家庭・学校と連携を図り、青少年の健全育成に努めています。

<施策の展開>

異なる年齢の人間関係による集まりや声かけなど、日常的な地域住民との関わりにより、青少年が自身の存在を認識し、表現力や探求心を育み自立が促されるよう、青少年団体の活動を促進し、健全な育成活動を推進します。

様々な体験活動による、人との出会いや交流の機会を創出し、ICT機器を活用した情報モラル教育を推進するなど、現代社会の様々な課題に対して解決能力を高められるよう、生きる力を持った人間性豊かな子どもたちの育成を図ります。

<主な取り組み>

○ 各種青少年団体の活動促進

地域の子どもの実態を捉え、市民が一体となって、地域ぐるみで子どもたちの成長を見守り支える、青少年育成市民会議の様々な活動を支援します。併せて、育成会や子どもクラブ等、地域や子どもたちに根付いた事業、活動を支援します。

○ ジュニアリーダーの養成

市内の中高校生が、地域や学区を超えた仲間と団体活動を通じて自立・協働・奉仕を体験的に学習し、地域・学校で活躍できるリーダー養成研修を実施します。

また、国内交流事業のグループリーダーや子どもクラブ事業の企画運営を行うなど、体験活動や出会いを通じ、積極性や協調性を学ぶ機会を構築します。

○ 国内友好姉妹都市交流事業の推進

本市と友好姉妹都市を締結している自治体と隔年で交互訪問を実施し、住むまちの異なった文化や歴史を学び、体験する機会を設けることにより、「交流を通して視野を広げること」、「活動を通して誰とでも協力し、グループ活動ができること」、「相手の立場になってものごとを考えることができること」の習得を目指します。

○ 情報モラル教育の推進

保護者や子どもに対して、SNSの正しい「使い方」から「向き合い方」モラルやマナーの向上、犯罪から身を守るための行動を学ぶための出前授業を実施しています。また、家族で子どもの成長のためにスマートフォンがどう役立つのか、インターネットを有効な道具としてどう活用するのかについて、情報モラル教育を推進します。

<施策の展開>

幅広い地域住民等の参画を得て、地域の未来を担う本市の子どもたちが、地域の方々に見守られ、支えられながら、豊かな学びや体験活動を数多く経験することにより、健やかに成長し、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材を育成することを目指します。

<主な取り組み>

○ 地域人材を活用した教育支援活動の推進

地域と学校が連携・協働を深める中で、地域人材により子どもたちの教育を支援する体制づくりを行うため、連絡調整役により、学校や地域が必要としている人材を、必要に応じて配置します。

○ 地域資源（人・もの・こと）を最大限に生かす取り組みの推進

地域性と人材を生かした、特色ある教育活動を展開することで、児童・生徒に豊かな出会いと感動を与え、子どもたちの学習意欲や将来への夢を育みます。また、活動を広く周知し、長く継続して取り組みます。

○ 大人も共に学び合う活動（学びの還元と循環）の充実

地域や家庭の教育力の向上と、参加者の生きがいや喜びにつなげることで地域を活性化し、子どもたちが健やかに成長し、地域に愛着を持ち、地域に貢献したいと考える人材を育成します。

第5章 計画の推進体制・点検及び評価

1 計画の推進体制

(1) 関係機関との協働体制

計画に掲げた施策を効果的に実施するため、庁内・市長部局の関係部署と緊密な連携を取ります。また、学校・家庭・地域、関係機関・団体等の信頼を得て、協働しながら施策を推進します。

(2) 計画の周知と情報収集

本市教育の目指す姿や施策・取り組み等が、教育関係者や保護者をはじめとした市民に広く理解されるよう、市の広報紙やホームページ等多様な媒体を活用して、積極的に情報発信します。

また、国・県の施策等教育に関する情報を迅速に収集するとともに、市民や関係機関・各種団体の教育に関する要望や意見を聞き取り、各施策に反映します。

2 進捗状況の点検及び評価

本計画に基づく施策を確実に推進するためには、施策進捗状況の点検・評価が必要となります。

評価にあたっては、3つの目標の達成のために掲げた14の施策の成果指標の達成状況を把握するとともに、施策の柱ごとに定めた主な取り組みに関わる事務事業評価の結果を分析することにより、効果的に施策の推進に反映させます。

本市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に基づき、毎年点検及び評価を行い、PDCAに基づく政策マネジメントサイクルを踏まえて報告書を作成し、市議会へ報告するとともに市のホームページ等で公表しています。この制度を活用して、次年度以降の予算や政策に反映します。

3 計画の見直し

本計画は、策定から5年後を目途に見直しを行い、計画の進捗状況を踏まえた上で、新たな計画を策定します。

資料編

1	策定委員名簿	86
2	策定作業部会構成員名簿	87
3	策定委員会条例	88
4	策定経過	90
5	パブリックコメントの実施概要	92
6	成果指標一覧	98

1 策定委員名簿

No.	区分	氏名	所属・役職	備考
1	学識経験者	津久井 豊徳	元中学校校長・元教育委員	会長
2		仙洞田 篤男	元県義務教育課長・元小学校校長	
3		佐藤 良子	元小学校校長・元教育委員	
4		村松 三千雄	市議会厚生文教常任委員会委員長	
5	学校教育関係	浅利 司	市立小・中学校長 代表	白根巨摩中
6		岡 こずえ	市立小・中学校長 代表	飯野小
7		穴水 広直	市連合PTA 会長	八田小
8		櫻本 彰子	市連合PTA 副会長	白根源小
9	社会教育関係	佐野 透	市社会教育委員の会議 議長	
10		相原 眞樹	市図書館協議会 会長	
11		名取 大介	市青少年育成市民会議 会長	
12		渡邊 次朗	市国際交流協会 会長	副会長
13		藤巻 孝也	市スポーツ推進委員会 会長	
14		新津 健	市文化財保護審議会 会長	

2 策定作業部会構成員名簿

No.	氏名	所属	役職
1	坂本 強	教育総務課	教育総務担当リーダー
2	清水 義也	教育総務課	教育施設担当リーダー
3	笹本 信仁	学校教育課	指導監
4	折居 弘美	学校教育課	教育指導担当課長補佐
5	原 かおり	学校教育課	学事担当リーダー
6	小野 晃利	生涯学習課	生涯学習担当課長補佐
7	廣瀬 久	生涯学習課	青少年担当課長補佐
8	小池 宏	生涯学習課	社会体育担当リーダー
9	田中 大輔	文化財課	文化財担当課長補佐
10	川崎 誠一郎	市立学校給食センター	管理担当課長補佐
11	清水 克弥	市立学校給食センター	給食担当課長補佐
12	石原 美紀	市立図書館	総務・資料担当課長補佐
13	矢吹 一美	市立図書館	サービス担当リーダー
14	矢野 晴代	市立美術館	美術館総務担当リーダー

3 策定委員会条例

○南アルプス市教育振興プラン策定委員会条例

令和3年3月23日

条例第20号

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、南アルプス市の教育振興プラン（以下「教育振興プラン」という。）を策定するため、南アルプス市教育振興プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育振興プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育振興プランの策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱され、又は任命された日から教育振興プランの策定が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（会議の運営）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（招集の特例）

2 この条例による最初の会議及び任期満了後における最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

4 策定経過

日付	内容
令和3年3月23日	南アルプス市議会 第1回定例会 ・策定委員会条例の制定
令和3年6月9日	第1回策定委員会 ・委員委嘱、会長・副会長選出 ・諮問 ・国、県の教育基本振興計画について ・本市の総合計画、教育大綱について ・基本方針、スケジュールについて
令和3年6月24日 ～7月14日まで	第1回策定作業部会 ・前回振興プランの検証結果について ・施策の柱について ・格子案について
令和3年7月28日	第2回策定委員会 ・前回振興プランの検証結果について ・施策の柱について ・格子案について
令和3年8月2日 ～8月25日まで	第2回策定作業部会 ・第2回策定委員会の意見を踏まえ、 検証結果・施策の柱・格子案を精査
令和3年9月3日	第3回策定委員会（書面開催） ・前回振興プランの検証結果について ・施策の柱について ・格子案について
令和3年9月6日 ～9月17日まで	第3回策定作業部会 ・第3回策定委員会の質問、意見、要望 を振興プランに反映 ・施策の展開について

日付	内容
令和3年9月28日	第4回策定委員会 ・ 前回の質問、意見、要望について ・ 施策の柱の修正について ・ 施策の展開について
令和3年9月29日 ～10月21日まで	第4回策定作業部会 ・ 施策の展開の精査 ・ 第1章、第2章、第3章、第5章について
令和3年10月29日	第5回策定委員会 ・ 第2次教育振興プラン原案について
令和3年11月1日 ～11月19日まで	第5回策定作業部会 ・ 第2次教育振興プラン原案の精査
令和3年11月25日	第6回策定委員 ・ 第2次教育振興プランの原案について
令和3年11月29日 ～12月5日まで	第6回策定作業部会 ・ 第2次教育振興プラン原案の精査
令和3年12月16日	教育委員会 12月定例会 ・ パブリックコメント案の提示
令和4年1月14日 ～2月14日まで	パブリックコメント実施
令和4年2月16日	南アルプス市議会報告
令和4年3月11日	パブリックコメント実施結果の公表
令和4年3月11日	策定委員会会長から教育長へ答申
令和4年3月24日	教育委員会 3月定例会 ・ 第2次教育振興プラン策定

5 パブリックコメントの実施概要

(1) パブリックコメントの概要

- 募集期間 : 令和4年1月14日(金)～2月14日(月)まで
- 閲覧場所 : 市ホームページ、教育総務課、窓口サービスセンター、
市民活動支援課 市立中央図書館(情報公開コーナー)
- 意見提出者 : 3人
- 提出意見数 : 13件

番号	意見の概要	市の考え方
1	<p>成果指標の「不登校率」の小学校の数値が0.83と設定されているが、「0」を目指してはどうか。</p> <p>小学校の不登校児がゼロとなれば、南アルプス市へ移住・転入を検討しようとする家庭が増えていく。不登校対策は人口増加施策の要の一つとなる。</p>	<p>義務教育としては、児童生徒が全員登校することも重要な一つの要素です。しかしながら、児童生徒にはそれぞれ様々な実情があることも事実です。いただいたご意見を参考に今後も魅力ある学校づくりを進め、不登校児童生徒に対し、個の状況に応じたきめ細やかな対応を行ってまいります。</p>
2	<p>不登校へ至る誘因は女子では人間関係、男子は学力(授業についていけない)が多いが、南アルプス市内での原因をあきらかとして、それへの対策経過と今後の取り組みを表記されたい。</p> <p>対策経過は、①取り組んで学校へ復帰したケースと②そうならなかったケースをあきらかとする。各々の要因を確認すること。</p>	<p>ご意見にあるように、不登校に至る誘因は、一人ひとり様々であります。まずは在籍する学校がご家庭と連携し、丁寧な対応をしていくことが重要だと考えています。状況に応じては、外部関係機関等や教育委員会とも連携して取り組んでいます。</p> <p>引き続き、一人ひとりに寄り添った教育を進めてまいります。</p>
3	<p>中学校卒業後の見守りについては、その進路状況があきらかとされている。これを前提として、不登校・引きこもりのまま進路未定となった生徒及び家庭へ南アルプス市としての施策が提起されていない。</p> <p>(1)5年前にも提起したが、不登校・引きこもり家庭への市としての定期訪問を施策化する。</p> <p>(2)教頭OB、保健師でチーム編成し、保護者との面談を定例化する。(保護者を支える)</p>	<p>中学卒業後についての引きこもり等は、市の関係部署や社会福祉協議会において相談や支援を行っています。</p> <p>計画(案)の目標1にあるように、予測困難な社会情勢に対応するため、人生をより豊かにしていくためにどうすべきか主体的に考えていく「生きる力」を育むために、子どもたちのための施策を今後も行ってまいります。</p>

番号	意見の概要	市の考え方
4	<p>市立図書館の利用については、コロナ休館の影響もあり、利用者が5千人台へ3千人の減、貸出件数も29万件台へ13万件的減となっている。次のような取り組みが出来ないか。</p> <p>(1)平日午前中、市内18才以下の「不登校生徒引きこもり」限定利用の場とする。対外的には、午前中閉館として、当該者のみの入館とする。</p> <p>(2)平日時間帯を不登校・引きこもりの遊びの場として提供する。</p> <p>(3)市は当面、観察すればよい。なお、18才以下とは市内在住高校生で不登校・引きこもりとなった者へ利用を呼びかける。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止による、図書館の休館及び開館時間の短縮のため、貸出数が減少となりました。また、令和2年度の利用者数は6万4千人です。図書館では、あらゆる機会を通して読書活動の啓発に努め、利用者数の向上を図るよう取り組んでいきます。</p> <p>図書館は、南アルプス市立図書館条例に定められた開館日・開館時間において利用できる施設であり、ご提案いただいた利用時間等を、対象者を分けて制限することはできません。子どもから大人まで生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、読書をするきっかけづくり、読書とともに楽しむ環境づくりの充実を図っていきます。</p>
5	<p>通学路の安全度については、言及されている。しかし、個別の小学校ごとの通学路の点検とその対策については不十分である。</p> <p>八田小正門東の交差点について、施策済の回答となっているが、一つ目信号の赤点、黄点をドライバーが見落とし、無視しているから、危険な交差点となっている。</p> <p>(1)一つ目信号を廃止し、双方向一時停止の標識を設置する。</p> <p>(2)御勅使南工業団地を東に行った交差点から右折し、小学校通学路から山梨中央銀行八田支店のT字路までを、30キロ制限ゾーンとして、標識を設置する。</p> <p>現状、朝と夕、「見守り隊」が小学生たちの交差点歩行を見守っている。</p> <p>学校東門周辺を中心に「飛び出し注意」(のぼり)が10本、安協によって設置されている。</p> <p>地元住民は子どもたちを事故から守るため活動している。行政には行うべきことがまだまだあるのではないか。</p>	<p>通学路につきましては、南アルプス市通学路交通安全対策会議において、各校から出された危険箇所の要望について検討し、対策を行っています。</p> <p>引き続き、通学路交通安全対策会議において取り組んでまいります。また、地域の見守り隊の方々のお力もお借りして、安全な登下校を目指してまいります。</p>

番号	意見の概要	市の考え方
6	<p>教職員の犯罪から児童・生徒を守ることに、個人情報や盗撮をはじめ、教員によるセクハラ・パワハラなどの南アルプス市内の過去5年間の実状と、むこう5年間の犯罪防止への言及がない。</p> <p>項を起こして、「実状と課題」を提起されたい。</p>	<p>教職員による児童・生徒への犯罪対策については、山梨県教育委員会から発出されている「教職員の服務規律の確保について」に基づき、対応しています。</p> <p>教職員の犯罪等は絶対に許されることではありません。本市としましても、服務規律を徹底し、犯罪防止に努めてまいります。</p>
7	<p>学校給食の夏休み、冬休みの実施(有料)を推進されたい。また、一貫校7校は、小・中合同給食会として、中学生が小学生の世話係とされたい。</p>	<p>夏休み、冬休みの給食実施は、学校教育法等を鑑み、学校現場で必要であるという意見が多ければ、尊重していく必要はあります。ただし、登校日、食数、食材調達、対象者の子ども達、アレルギー対応、配送等計画的に進めなければならない課題もあるため、学校等と連携して研究いたします。</p> <p>小・中合同給食会については、時間的、金銭的な面も含めて難しいと考えます。</p>
8	<p>市立美術館へ小学校時1回、中学校時1回、全員の作品展示会を実施してはどうか。</p> <p>(1)年間 50 回を前提とすれば、展示は可能。</p> <p>(2)展示期間を金・土・日として児童・生徒の保護者・親族の来館を促す。</p>	<p>美術館は、子どもから大人まで幅広い世代を対象とした様々な展覧会を開催しています。そのため、子どもに特化した展示を年間通して行うことはできません。</p> <p>今後も、子どもを含め、幅広い世代に美術に親しみ、利用してもらえるよう、環境づくりを図っていきます。</p>
9	<p>図書館の小学生利用の保証について</p> <p>下校時、帰宅時に図書館へ寄ることは禁じられていると聞かすが、15:30～17:00 を親子連れ、幼児、小学生、中学生、高校生等専用利用時間帯としてはどうか。</p> <p>ただし、11月、12月、1月は、15:30～16:30 とする</p>	<p>図書館は、南アルプス市立図書館条例に定められた開館日・開館時間において利用できる施設であり、対象者を分けて利用時間を制限することはできません。</p> <p>子どもから大人まで生涯にわたる読書習慣を身に付けられるよう、読書をするきっかけづくり、読書をともに楽しむ環境づくりの充実を図っていきます。</p>

番号	意見の概要	市の考え方
10	<p>学童保育、児童館と市立図書館の連携が提示されていない。小学生の放課後の暮らしぶりを図示化されたい。</p>	<p>学童保育、児童館と市立図書館の連携については、「南アルプス市子どもの読書活動推進計画」において、児童館・放課後児童クラブと連携して推進することが明記されております。具体的な内容は、図書館のホームページ内の「第3次南アルプス市子どもの読書活動推進計画」をご参照ください。</p>
11	<p>第2章の教育を取り巻く社会の状況から課題の多さと複雑さが明確です。特に、目標1に対してどのように捉え直し取り組んでいくのでしょうか。</p> <p>毎年学校で行われているアンケートは同じ様な内容に同じような評価が見受けられます。そこからの現況値なのかはわかりませんが、もっと現場の生の声（先生、児童、生徒含め）、特に小さな声に耳を傾けながら、南アルプス市の教育を再考し、子どもがイキイキと楽しく自らの命を活かす学びの場創りを強く希望します。特に、すべての子どもたちへの支援では個別性を尊重し、それぞれの選択が大切にされること、又、自らの生き方を考えながら本当の生きる力を育てる環境、意識改革を進めていってほしいです。</p> <p>子どもの育つより良い環境には、そこにいる大人の在り方が問われています。一方的に与える今までのやり方から転換、探求の姿勢とファシリテーション力、子どもの子カラの尊重、外部からの学びやサポートを得てできることは多くあります。教育機会確保法や子ども権利条約の周知、他県の教育改革を参考にスピード感と共に開かれた子どものしあわせ、一人ひとりのしあわせにつながる南アルプスの教育改革を期待しています。</p>	<p>計画(案)の「基本目標1」は、「生きる力を育む学校教育の充実」です。ご意見にあるように、一人ひとりの声に耳を傾け、個性を尊重しながら、目標に向けて取り組み、「生きる力」を育む教育を目指していきます。</p> <p>不登校児童生徒については、他県等の先進事例も参考にしながら本市にあった施策を進め、教育機会確保法を念頭にしながら、一人ひとりの幸せにつながる教育を目指していきます。</p>

番号	意見の概要	市の考え方
12	<p>この度の振興プランの改訂に、子どもの権利条約並びに教育機会確保法に基づいた案をご検討いただきお伝え申し上げます。</p> <p>2020年の教育改革を受け、全国的に子ども達の学びの場は変化してきております。現在子育てに力を入れている南アルプス市にも、是非教育改革の実現をお願いしたいです。板書や教科書を使用し、大人が子どもに知識を受け渡す従来のやり方ではなく、本来子ども達が持っている探求心や好奇心を信じ、対話や関わり合いを通じて、主体的学びを構築する場を求めます。</p> <p>また、先生方だけが責任を負うのではなく、地域の大人と一緒に子ども達を見守り、育ちを支援する体験型の学びの場を求めます。</p> <p>当市には沢山の方が丁寧に守ってきてくれた恵まれた里山があります。身近な自然で生き物の不思議に出会い、遊びから繋がる学びを得ることは子ども達の自己肯定感をあげることに寄与します。これからの時代に必須となる「自分で考える力」の育みには、失敗を含めた様々な体験が必要不可欠だと実感しています。</p> <p>振興プランの内容には、誰にでも分かりやすい具体的な体験活動の明記、また、決められた場所への登校不登校に関わらず、学びたいと願う誰もが学ぶ機会を得られることの明記を求めます。</p>	<p>計画(案)施策1「主体的に学習に取り組む教育の充実」施策の柱①「学習意欲の向上」では、言語活動を重視し、表現しあいながら高め合う、主体的で対話的な深い学びを行うことを目指しています。今は、コロナ禍のため、対話的な活動は難しい状況ですが、自ら学ぶ児童生徒の育成を進めていきます。</p> <p>体験活動については、計画(案)施策2「豊かな心を育成する教育の充実」施策の柱②「ふるさと教育の推進」の主な取り組みにもありますが、記載されていること以外にも、様々な体験活動を今後も行っていきます。</p> <p>不登校児童生徒につきましては、教育機会確保法を念頭に、魅力ある学校づくりを目指し、一人ひとりに寄り添い、個に応じた対応を行っていきます。</p>

番号	意見の概要	市の考え方
13	<p>不登校児童生徒への支援について定めた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律(教育機会確保法)」が成立、平成29年2月より施行されました。また、文部科学省は同年3月、同法に基づく基本指針を策定するとともに、令和元年10月には、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」を出しています。</p> <p>南アルプス市としては、上記の法制度を活用し、不登校児童生徒に対して以下の対応を行います。</p> <p>(1)不登校児童生徒への支援は、「教育機会確保法」、同法に基づく「基本指針」、「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」を活用します。</p> <p>(2)不登校児童生徒への支援は、当該児童の意思を十分に尊重し、「学校に復帰する」結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。(基本指針より)</p> <p>(3)不登校児童生徒への支援は、学校、家庭、関係機関が情報共有し、個に応じたきめ細かな対応を行います。場合によっては、教育支援センター、ICTを活用した学習支援、フリースクール等の「学校以外の場」の活用も視野に入れると共に、家庭に対して、必要な情報の提供、助言、その他支援を行うために必要な措置を講じます。(第13条より)</p> <p>(4)不登校児童生徒への支援は、教員だけではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた学校内でのチームによる対応を進めます。また、不登校児童生徒の保護者に対し、不登校に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報を提供します。(基本指針より)</p> <p>(5)不登校は、取り巻く環境などによってどの児童生徒にも起こり得るものであり、治したり、克服したりするような問題行動ではありません。よって、個々の不登校児童生徒には休養の必要性を認めます。(第13条・基本指針より)</p>	<p>(1)、(2)不登校児童生徒への支援については、重要な課題と認識しています。本市としましても、従来の「学校に登校する」とだけを目指にするのではなく、社会において自立的に生きていくことが重要であると考えており、教育確保法及びこれに基づく基本指針等を活用しながら取り組んでいきます。</p> <p>(3)、(4)、(5)について、不登校児童生徒においては、要因は様々であり、休養の必要も踏まえながら、初期段階においての寄り添った支援をしていきます。学校、家庭、関係機関等が連携していくことが重要であり、一人の教員ではなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を含め、チームによる対応を進めていきます。</p> <p>また、学校以外の場における学習活動など、個の状況に応じた活動や居場所づくりを念頭に、児童生徒及び保護者に対する必要な情報の提供や助言、支援を行っていきます。</p> <p>したがって、計画(案)の施策4「すべての子どもたちへの支援」施策の柱②の主な取り組みに反映していきます。</p>

6 成果指標一覧

目標 1 生きる力を育む学校教育の充実

施策 1 主体的に学習に取り組む教育の充実

指標	現況値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
全国学力・学習状況調査の「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の項目の平均正答率 (8 項目) (小 6 国語・算数) (中 3 国語・数学)	22 項目中 20 項目で全国平均と同程度	全項目で全国平均と同程度
授業が「分かる」と回答した児童・生徒の割合	小学校 94.2% 中学校 85.9%	小学校 95.0% 中学校 86.0%
家庭学習時間が平日 小学校 30 分超 中学校 1 時間超 の児童・生徒の割合	小学校 93.7% 中学校 63.3%	小学校 95.0% 中学校 70.0%
学びの質を高める授業づくり研究推進校数	11 校	20 校

施策 2 豊かな心を育成する教育の充実

指標	現況値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
小笠原流礼法を取り入れた授業を行っている学校数	22 校	22 校
市の文化財・普及教育事業を利用した授業を行っている学校数	16 校	22 校
ユネスコエコパークを活用した学校数	5 校	22 校

施策3 健やかな体の育成

指標	現況値	目標値
	令和2年度	令和8年度
体力・運動能力の状況 (8種目の体力合計点 小5) (8種目の体力合計点 中2)	小5 52.8点 中2 47.3点	小5 53点 中2 48点
朝食を毎日食べている 児童・生徒の割合	小学校 92.3% 中学校 86.0%	小学校 93.0% 中学校 87.0%
1日の平均睡眠時間が 小学校 8時間以上 中学校 6時間以上 の全児童・生徒の割合	小学校 63.4% 中学校 90.2%	小学校 64.0% 中学校 91.0%
一人一台端末での食育指導で、食育の理解が深まったと答えた児童・生徒の割合	—	70%以上

施策4 すべての子どもたちへの支援

指標	現況値	目標値
	令和2年度	令和8年度
学校生活が「楽しい」と回答した児童・生徒の割合	小学校 92.6% 中学校 89.5%	小学校 93.0% 中学校 90.0%
不登校率（不登校解消だけを目指すものではない）	小学校 0.83% 中学校 2.90%	小学校 0.80% 中学校 2.80%
認知されたいじめの解消率	95.2%	96.0%

施策5 小中一貫教育の推進

指標	現況値	目標値
	令和2年度	令和8年度
小中一貫教育を進めている中学校区の数	2区	7区
小中一貫教育推進協議会の数 (中学校区に1つ)	3協議会	7協議会

施策6 学校施設の計画的な整備

指標	現況値	目標値
	令和2年度	令和8年度
「教育活動に適した施設・設備が整っている」に肯定的な回答の割合	小学校 91.1% 中学校 88.6%	小学校 93.0% 中学校 90.0%

施策7 ICTの活用と充実

指標	現況値	目標値
	令和2年度	令和8年度
学校でICT機器を学習で週1回以上使っている児童生徒の割合（小学校6年生・中学校3年生）	小学校6年生 39.9% 中学校3年生 54.1%	小学校6年生 90.0% 中学校3年生 90.0%
ICT機器を活用した授業を1クラスあたり週1回以上している学校の割合	小学校 66.7% 中学校 85.7%	小学校 90.0% 中学校 90.0%

目標2 郷土の歴史的・文化的資源の活用と伝統文化の振興

施策1 歴史的・文化的資源の保全と活用

指標	現況値	目標値
	令和2年度	令和8年度
市内には守り伝えるべき豊かな歴史があると感じる人の割合	52.4%	57.6%
市の文化財や伝統文化を地域の宝として次世代に伝えていくことは重要だと考える人の割合	76.4%	84.0%
市の行う、文化財や伝統芸能の保護や継承活動に満足している人の割合	34.6%	38.1%

施策2 歴史的・文化的資源の情報発信

指標	現況値	目標値
	令和2年度	令和8年度
ふるさと文化伝承館の入館者数	4,599人	8,500人
重要文化財安藤家住宅の入館者数	2,578人	5,500人
デジタルアーカイブの登録件数	660件	800件

施策3 ふるさと教育の推進

指標	現況値	目標値
	令和2年度	令和8年度
文化財課が行う教育普及事業の実施件数	150件	220件
文化財課が行う教育普及事業ののべ参加人数	6,043人	11,000人

目標3 生涯にわたる学習の充実

施策1 生涯学習拠点の整備

指標	現況値	目標値
	令和2年度	令和8年度
美術館の年間入館者数（うち18歳未満の子どもの数）	12,008人 (1,051人)	15,000人 (2,000人)
図書館レファレンスサービス件数	5,245件	6,300件
図書館所蔵資料数	373,523点	396,500点
市民一人当たりの図書館資料年間貸出点数	3.6点	4.4点
趣味や娯楽なども含め、生涯学習を行っている市民の割合	30.6%	33.9%

施策 2 生涯学習活動の推進

指標	現況値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
趣味や娯楽なども含め、生涯学習を行っている と回答した市民の割合	30.6%	33.9%

施策 3 生涯スポーツの環境整備

指標	現況値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
習慣的にスポーツやレクリエーション活動を行 っていると回答した市民の割合	28.3%	37.0%
スポーツ施設は、利用しやすいと回答した市 民の割合	37.3%	40.0%

施策 4 健全な青少年の育成

指標	現況値	目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度
市民会議による市内一斉あいさつ運動の参加 者数	2,076 人	2,800 人
健全な青少年育成活動が実施されていると回 答した市民の割合	34.7%	38.0%

第2次南アルプス市教育振興プラン

令和4年4月

編集・発行 南アルプス市教育委員会

〒400-0492 山梨県南アルプス市鮎沢 1212 番地

電話 055-282-7777 FAX 055-282-6427

URL <http://www.city.minami-alps.yamanashi.lg.jp>